

諸外国におけるレギュラトリー・サンドボックス等  
に関する調査報告書

2022年1月31日

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業

弁護士	河合 健
同	瀧川 亮祐
同	西村 順一郎
同	打田 峻

## 目次

1. はじめに.....	3
2. 概要.....	3
2.1 諸外国における規制のサンドボックス.....	3
2.2 海外金融関連企業等のニーズ調査.....	4
2.3 大阪府への提言.....	5
3. 諸外国における規制のサンドボックス.....	7
3.1 英国.....	7
3.2 オーストラリア.....	13
3.3 シンガポール.....	17
3.4 韓国.....	21
4. 我が国の規制のサンドボックスの概要と各国の制度との比較.....	25
4.1 我が国の規制のサンドボックス制度.....	25
4.2 各国との比較.....	28
5. 海外金融関連企業等のニーズ調査について.....	30
5.1 アンケート及びインタビューの実施要領.....	30
5.2 アンケート回答及びインタビュー内容について.....	31
5.3 小括.....	36
6. 大阪府への提言.....	36
6.1 海外金融関連企業のニーズ.....	36
6.2 海外金融関連企業の誘致に向けた施策.....	37
6.3 金融特区.....	38
別紙1.....	40
別紙2.....	51

## 1. はじめに

世界では、ニューヨーク、ロンドン、香港、シンガポール等が国際金融都市としての地位を確立している中、日本でも政府が国際金融都市構想を掲げ、東京都・福岡県で既に国際金融都市をめざす取組みが始まっている。大阪においても、東京都とは異なる個性と機能を持つ国際金融都市を目指し、2021年度末には戦略を策定する予定である。

その中で大阪が他都市との差別化を図るための取組みの一つの方向性として、大阪を国内外のフィンテック等のスタートアップがイノベーションを創出し、新たなビジネスを展開していくための実証実験・社会実装の場とすることを検討しており、その実現のためにどのような支援が必要かを検討するため、諸外国におけるレギュラトリー・サンドボックス等についての比較調査及び海外企業のニーズ調査を2021年8月から2022年1月にかけて実施した。

具体的には、①諸外国における規制のサンドボックスについての比較調査、②フィンテック企業を中心とする海外金融関連企業のニーズ調査を行い、これをもとに、③国際金融都市を目指すために大阪府にて実施すべき政策についての提言を作成した。

本報告書はその調査内容、分析結果及びそれに基づく提言をまとめたものである。

## 2. 概要

### 2.1 諸外国における規制のサンドボックス

本調査では、規制のサンドボックスの発祥の地とされる英国、並びに、アジア・オセアニア地域において国際金融ハブの観点から日本と競合しうるオーストラリア、シンガポール及び韓国における規制のサンドボックスを調査した。

- ✓ 英国では、金融行為規制機構（FCA）が2016年に規制のサンドボックスを導入した。その後、2021年6月までに501件の申請があり、159件が採択されている。また、2021年8月に、サンドボックスをより利用のしやすい制度とするための変更がなされている。さらに、FCAは、規制のサンドボックスとは別に、ロンドン市の協力のもと、2021年からデジタル・サンドボックスを導入している。規制のサンドボックスの利用を希望する企業は「サンドボックス適格基準」を満たしていることを示す申請書を提出し、当該基準を満たしていると認められれば申請が認められる。申請が認められると、例えば、サンドボックス期間中の限定的な認可を得て、FCAと合意した範囲内で、本来必要な許認可を取得せずに、現実の市場において金融サービスを提供することが可能となる。
- ✓ オーストラリアにおける規制のサンドボックスは、2016年に導入されたが、利用が低調であったため、2020年に大幅に制度改正され、対象サービスの拡大、テスト期間の延長等の変更が行われた。同国の規制のサンドボックスは、事業者が企図するサービスが金融規制等の適用を受けることを前提とし、規制のサンドボックスにおいて認められた条件下でその適用を一時的に免除し、採択企業が現実の市場で金融サービスのテストができるようにしている。当

該制度の利用を希望する企業はオーストラリア証券投資委員会（ASIC）に対し届出を行い、ASIC は 30 日以内に申請を評価し、ライセンスの免除を認めるか否かにつき申請者に連絡することとされている。ASIC が 30 日以内に連絡をしない場合には、31 日目にライセンスの免除が開始される。

- ✓ シンガポールの規制のサンドボックスは、革新的な金融商品・サービスについて、範囲及び期間を限定して、実社会の環境下でテストすることを可能にするものである。シンガポール通貨庁（MAS）は 2016 年 11 月に規制のサンドボックスを導入したものの、その後の利用が限定的なものになっていることから、2019 年 8 月より、対象事業を限定して、審査を簡略化したサンドボックス・エクスプレスも導入している。規制のサンドボックスの利用を希望する企業は、認定の評価基準を満たすことを示す申請書を MAS に提出する。認定を受けた企業は、MAS と合意した範囲内で規制緩和を受けることができ、自らの金融サービスを一定の条件下で現実の市場でテストすることができる。
- ✓ 韓国では 2019 年 4 月、金融革新支援特別法が施行され、金融規制のサンドボックスが開始された。企業は、企図している新規の金融事業について、当該新規事業が規制に抵触するかの確認を金融サービス委員会（FSC）に申請することができる。この場合、FSC は 30 日以内に申請者に FSC 管轄下の規制への抵触がないかの回答を行う。また、当該新規事業に適用される規制がある場合であっても、特別な保険や責任の明確化を条件として、規制の免除を受けることが可能である。つまり、一定の条件下で、現実の市場で自社の金融サービスをテストすることができる。2019 年 4 月の導入時から 2021 年 9 月までの間に 150 件を超える申請が認定されている。
- ✓ 他方、日本では、2018 年 6 月に規制のサンドボックスが導入された。IoT、ブロックチェーン、ロボット等の新たな技術の実用化や、プラットフォーム型ビジネス、シェアリングエコノミーなどの新たなビジネスモデルの実施が、現行規制との関係で困難である場合に、新しい技術やビジネスモデルの社会実装に向け、事業者の申請に基づき、規制官庁の認定を受けた実証を行い、実証により得られた情報やデータを用いて規制の見直しに繋げていく制度である。もともと、我が国の規制のサンドボックスにおいては、現行法に抵触しない範囲で実証計画を策定することが原則として求められるため、金融ライセンスが本来必要となるような実証事件を行うことは、規制の特例措置を受けない限り、不可能であり、英国、オーストラリア、シンガポール及び韓国の規制のサンドボックスのように、現実の市場で自らの金融サービスを行い、その効果等をテストすることは極めて難しい。また、2018 年 6 月から 2021 年 6 月までに認定を受けた案件は 21 件にとどまり、金融庁が規制所管省庁であるものは 3 件に過ぎない。

## 2.2 海外金融関連企業等のニーズ調査

大阪府及び日本が海外金融関連企業等を日本に誘致する施策を検討するにあたっては、そのような企業の生の声を聞くことが重要である。その観点から、日本への進出済み及び進出を検討している海外金融関連企業等へのアンケートとインタビューを実施した。また、近時、国内のスタートアップ企業が海外に移転するケースが増加していることから、その理由を聞くべく、近時、海外に移転した金融関連スタートアップ企業にもインタビューを行った。

- ✓ 日本において金融関連事業を行う場合、日本の金融規制の適用を受けることになり、多くの場合、金融規制法に基づく許認可の取得が必要になる。この事情を踏まえ、企業が他国において金融関連事業を展開する際に、金融規制の面でハードルになりうる点（許認可取得の難易度、国内金融関連企業とのパートナーシップの提携の難易度、金融人材の確保の難易度、銀行口座開設の難易度等）及び望ましい規制緩和（海外で許認可を取得している場合の特例措置、規制のサンドボックス等）について質問を行った。  
また、税制（法人実効税率等）、金融規制関連以外の行政サポート（税制優遇措置、在留資格の優遇措置、拠点設立等への補助金等）についても質問を行い、さらに、大阪外国企業誘致センターによるサポート制度及び2025年の万国博覧会の認知度についても質問を行った。
- ✓ アンケート結果及びインタビュー内容によれば、海外金融関連企業が他国への進出を検討する際に特に重視する要素は、市場規模と事業展開の容易さである。日本は市場規模としては十分な大きさを有していることを前提とすると、主に事業展開の容易さが問題となる。事業展開の容易さに関し、海外金融関連企業が特に重要視している点は、金融関連事業が規制産業であることを背景として、以下の点である。
  - ① 企図する事業を行う際に必要となる許認可の取得の難易度
  - ② 許認可を有する国内金融関連企業とのパートナーシップ締結の難易度
  - ③ 法令を遵守して事業を遂行するために必須となるコンプライアンス・オフィサーなどの金融人材の採用の難易度
  - ④ 銀行口座開設の難易度
 上記の各点は、日本において企図する金融関連事業を行うことがそもそも現実的に可能なのかといういわば入り口にかかわる問題であるため、特に重要度が高いものとして指摘されていると考えられる。  
これに加え、日本で事業を展開していくうえで重要な点としては以下の点が指摘されている。
  - ⑤ 税制優遇の程度
  - ⑥ 在留資格制度の柔軟性
- ✓ アンケート結果等によれば、望ましい行政サポートとして、許認可取得に対する行政サポート、税制優遇、在留資格の優遇措置、パートナー企業とのマッチング、拠点設立等への補助金、銀行口座の開設支援、インキュベーション・センターなどが挙げられているが、いずれも上記の①～⑥が重要視されていることの表れといえよう。

## 2.3 大阪府への提言

上記の海外金融関連企業のニーズを踏まえると、①許認可の取得支援、②パートナー企業との提携支援、③金融人材（特にコンプライアンス・オフィサー）の採用支援、④銀行口座の開設支援、⑤税制優遇措置、⑥在留資格の優遇措置が、海外金融関連企業の誘致には特に有効な施策と考えられる。

- ✓ 許認可の取得支援（①）については、各種のものが考えられるが、関連法令やガイドライン等の情報の英語での提供、登録申請関連書類の日本語での作成

サポート、提携先企業の紹介などは、現行の金融規制の変更や特例措置の導入を伴わずに可能であるが、許認可取得要件の緩和、規制のサンドボックス下での許認可の限定的な適用除外等については法令上の手当てが原則として必要である。

- ✓ パートナー企業との提携支援 (②)、金融人材 (特にコンプライアンス・オフィサー) の採用支援 (③) については、そのようなパートナー企業の候補やコンプライアンス・オフィサーの候補が大阪圏にどれほど存在しているのかが問題になる。その意味では、海外金融関連企業の大阪への誘致のためには、東京に一極集中している国内金融関連企業を大阪にどのようにすれば誘致することができるのかを同時に検討する必要がある。
- ✓ 銀行口座の開設支援 (④)、税制優遇措置 (⑤) や在留資格の優遇措置 (⑥) については、比較的導入しやすい施策と考えられる。

これらの施策を導入する方法としては金融特区の設立が一案として考えられる。

- ✓ 大阪に金融特区を設置するとすれば、規制緩和 (許認可取得要件の緩和、規制のサンドボックス下での許認可の限定的な適用除外、英語での許認可申請の制度的な導入等) を柱とし、これに、税制優遇措置や在留資格の優遇措置を組み合わせることが考えられる。そして、特区内にフィンテックのエコシステム創設に向けたインキュベーション・センターを設立することによって、国内外の金融関連企業の集積を図ることが考えられる。なお、上記の施策は海外金融関連企業のみならず国内金融関連企業にも開かれるべきである。また、対象となる金融関連事業については、狭い意味でのそれではなく IT 企業、再生エネルギー関連企業、ゲーム関連企業、ヘルスケア関連企業なども広く含めるべきである。このような企業もこれからの金融関連事業のエコシステムの一翼を担うと考えられるからである。
- ✓ 金融規制の緩和については、地域限定とはいえ、単なる許認可取得要件の緩和は非常に難しいものと考えられる。むしろ、大阪版 (又は関西版) の規制のサンドボックス制度を導入することができないか検討することが望ましい。これについては、上述の諸外国の各制度が参考になる。これらの国では、イノベーションの促進の観点と利用者保護の観点から、対象となる金融商品又はサービスの限定、対象利用者数及び利用金額の上限設定、事業損害保険等への加入などの条件を規制当局と事業者で合意し、その範囲で現実の市場において実際のビジネスを行い、提供しようとしている金融商品やサービスの検証を行うことができるようにしている。このような制度を金融特区において導入することができれば、特区内への国内外の金融関連企業の誘致を促進ができる可能性が高いと考える。
- ✓ 金融特区にオフショアセンターを設けて、国内では実現が難しいような大胆な規制緩和及び税制優遇を行うことも考えられる。国内向けには大胆な金融緩和や税制優遇が難しい場合でも、日本居住者には直接的にサービスを提供しないことを条件として、そのような規制緩和や税制優遇を行い、世界展開を目指す国内外のフィンテック企業を誘致することは検討に値する。世界が政治的に不安定となっている状況を踏まえれば、治安が良く、政治的に安定し、政府の政策や法規制の予見可能性が高い日本は、デジタル技術を用いて

世界に向けて金融サービスを提供する企業の拠点となり得る潜在力があるものと考えられる。また、このような施策を導入することによって、グローバルなサービスを提供することを目指す意欲的な日本のフィンテック企業の海外流出を防ぐことができる可能性がある。

- ✓ 本報告では調査の対象としていないが、中国の深圳・前海地区、UAE のドバイ、マレーシアのクアラルンプール、インドのグジャラート・ガンディーナガル、カザフスタンのヌルスルタン等において、金融特区が設置されており、成果を上げている都市と企図した成果を上げていない都市が存在する。今後、このようなアジア各国の金融特区について詳しく調査することも有益であろう。その際に、オフショアセンターとして大胆な規制緩和と税制優遇を行うことのメリットとデメリットについて調査・分析することが考えられる。

### 3. 諸外国における規制のサンドボックス

本章では、規制のサンドボックスの発祥の地とされる英国、並びに、アジア・オセアニア地域において国際金融ハブの観点から日本と競合しうるオーストラリア、シンガポール及び韓国における規制のサンドボックスを概観する。

#### 3.1 英国

##### 3.1.1 概要

英国で金融サービスを提供する事業者は原則として、金融行為規制機構（FCA）の許可又は登録を受ける必要がある。また、銀行、信用組合、保険会社は FCA 及び英国銀行健全性規制局（PRA）の双方により規制を受けている。

もともと、FCA が 2016 年に導入した規制のサンドボックスを用いることで、金融市場における革新的なビジネスやアイデアをテストすることが可能になる。例えば、サンドボックス期間中の限定的な認可を得て、FCA と合意した範囲内で、本来必要な許認可を取得せずに、現実の市場において金融サービスを提供することが可能である<sup>1</sup>。英国の規制のサンドボックスは、一定の募集期間を定めて当該期間内に申請のあったものの中から取り上げる案件を採択する方式（コホート方式）を採用し、採択後の実施期間も限定されている。実施期間は最長で 12 ヶ月だが、8 週間程度の短いものでも可能であった。

その後、企業が、自社の開発サイクルの適切なタイミングで規制のサンドボックスでのテストを行い、現実の市場において自社の革新的なビジネスモデルをテストできるように、2021 年 8 月からは、FCA は常時、規制のサンドボックスの申請を受け付けるように体制を変更した。

なお、FCA は、規制のサンドボックスとは別に、ロンドンの協力のもと、2021

---

<sup>1</sup> FCA, "Regulatory Sandbox" 2021 年 8 月 17 日

<https://www.fca.org.uk/firms/innovation/regulatory-sandbox>

年からデジタル・サンドボックスを導入している。デジタル・サンドボックスでは、サービスの開発のより早期な段階から FCA のサポートを得られるように、コホート方式で、当局の用意するデジタルなテスト環境の中で概念実証（Proof of Concept）から行えるようになってきている。もっとも、規制のサンドボックスでは実際の市場でのテストであるが、そのようなテストはデジタル・サンドボックス制度の対象外である<sup>2</sup>。

以下では、専ら、規制のサンドボックスについて説明し、デジタル・サンドボックスは割愛する。

### 3.1.2 認定の要件（サンドボックス適格基準）

規制のサンドボックスを利用する主要な要件は以下のとおりである<sup>3</sup>。

- ✓ 規制のサンドボックスを利用するためのテストとして、以下のサンドボックス適格基準を満たしていることを示す申請書を提出する必要がある。
  - ① 対象範囲に含まれること  
英国の金融サービス市場における規制ビジネスに対する又は規制ビジネスを支援するようなイノベーションをもたらそうとしているか
  - ② 真の革新性があること  
申請者のイノベーションが、全く新しいもの又は現在市場で提供されているものと大きく異なるものであるか
  - ③ 消費者の利益となること  
申請者のイノベーションが、認識できる消費者利益をもたらす見込みが高いか
  - ④ 規制のサンドボックスを利用する必要性があること  
申請者のイノベーションは真に規制のサンドボックス制度を利用する必要性があるか
  - ⑤ 規制のサンドボックスを利用するための準備ができていること  
実際の市場において実際の顧客を用いて申請者はイノベーションをテストする用意ができているか
- ✓ 期間、顧客数、顧客属性等の具体的な規制の内容は、事案ごとに、監督当局と申請企業の間で定められる。例えば、顧客に危害が生じないように、顧客属性ごと（一般消費者顧客、知識・経験を有する顧客など）にそれぞれセーフガードが課されることもある。そのほか、資本性要件やシステムのセキュリティテスト等が課されることもある。
- ✓ 最終報告書を提出する必要がある。なお、最終報告書は次の製品開発の参考

---

<sup>2</sup> FCA, “Digital Sandbox” 2021 年 9 月 6 日 <https://www.fca.org.uk/firms/innovation/digital-sandbox>

FCA, “Supporting innovation in financial services: the digital sandbox pilot” 7-8 頁, 2021 年 4 月  
<https://www.fca.org.uk/publication/corporate/digital-sandbox-joint-report.pdf>

<sup>3</sup> FCA, “Applying to the regulatory sandbox” 2021 年 9 月 20 日

<https://www.fca.org.uk/firms/innovation/regulatory-sandbox-prepare-application>

FCA, “Regulatory sandbox lessons learned report” 4 頁, 2017 年 10 月

<https://www.fca.org.uk/publication/research-and-data/regulatory-sandbox-lessons-learned-report.pdf>

FCA, “FCA Regulatory Sandbox Application guide” <https://www.fca.org.uk/publication/information-sheets/fca-regulatory-sandbox-application-guide.pdf>



にすることが可能である。

### 3.1.3 認定の効果（サンドボックス・ツールの利用）

申請が認められると、テストを促進するため、以下のサンドボックス・ツールの一部又は全部が利用可能となる<sup>4</sup>。

- ✓ 規制のサンドボックスの対象期間における制限付きのライセンスの認可（Restricted authorisation）
  - ✧ 制限付きのライセンスの認可は、FCA と合意をしたテストの範囲に限定して与えられる。この認可を受ける場合、通常通りのライセンス付与の手続きを経るものの、現地のスタッフの規模等の要件が緩和され、ライセンス付与までの期間も短縮される。
  - ✧ ただし、銀行業及び保険業に関しては、制限付き認可の対象外である。
- ✓ 規制の案内（Signposting）
  - ✧ 採択企業又はその事業と関連性のある既存の規制やガイダンスの特定についてのアドバイスを当局から受けることができる。
- ✓ 非公式の助言（Informal steers）
  - ✧ 開発初期段階の革新的な金融商品やビジネスモデルに対し、規制がどのように適用されるのかについて、当局から非公式に助言を受けることができる。
- ✓ 適用免除（Waivers or modifications to our rules）
  - ✧ サンドボックス期間中の規則の適用の免除が可能。但し、国内外の法律の適用は除外されない。
- ✓ ノーアクションレター（No enforcement action letters）
  - ✧ 個別ガイダンス又は適用免除を発出できない場合には、サンドボックスにおけるテストの具体的な事実関係において合理的と考えられる場合には、当局は処分を行わない旨のノーアクションレターを発出することができる。
  - ✧ ノーアクションレターは、サンドボックスのテスト期間に限り有効であり、顧客に生じた損害の限定には利用できない。
  - ✧ 但し、ノーアクションレターの利用はかなり限定的である。
- ✓ 個別ガイダンス（Individual guidance）
  - ✧ 適用される規則が不明確な場合に、個別のテストの内容に即した規制の解釈を受けることができる。

### 3.1.4 規制のサンドボックスの成果（具体例）

- ✓ 2016年に規制のサンドボックスのコホート1が開始され、69件の応募のうち、24件が採択され、コホート7では58件の応募があり、13件が採択された。コホート1から7までの5年間の合計では501件の申請があり、159件が採択されている。

---

<sup>4</sup> FCA, "Regulatory Sandbox" 2021年8月17日 <https://www.fca.org.uk/firms/innovation/regulatory-sandbox#always-open>

- ✓ 規制のサンドボックスの最初の一年間を振り返った FCA の報告書 **Regulatory sandbox lessons learned report** (2017 年 10 月)<sup>5</sup>では、規制のサンドボックスの効果として以下の報告がなされている。
  - ☆ 革新的なアイデアを市場に提供する時間とコストの短縮
    - FCA の職員が採択企業のテストの実施を手助けする。
    - サンドボックスにおいて制限付きの認可を得た企業の大半はテストの終了後、完全な認可を得るように進めている。
  - ☆ サンドボックスでのテストによって資金調達が容易になること
    - サンドボックスにおける当局の監督を受けていることで、投資家に安心感を与え、対象企業への投資を容易にする効果がある。
    - 制限付きの認可を得ていることで、投資家に対して安心感を与えることができる。
    - コホート 1 でテストを完了した企業のうち少なくとも 40% がサンドボックス期間内又はその後に資金調達ができている。
  - ☆ 自社の金融商品が市場でテストでき、市場に提供できること
    - 多くの企業は消費者の受け入れ度合いと商業的な実現可能性を評価する目的でサンドボックスを利用している。実際の市場環境でテストを行うことによって、価格戦略、コミュニケーション方法、ビジネスモデル、テクノロジーを試すことで消費者の受け入れ度合いを測ることができる。
  - ☆ 新しい商品やサービスについての消費者保護のための適切な安全措置
    - 採択企業が緊密に FCA と連携することで、常に消費者のことを考え、弊害防止のための適切な安全措置を作り出すことが可能になる。
  
- ✓ コホート 6 における採択企業一覧

企業	説明
AgeWage	マネー・スコアの数値を利用した年金基金額の理解方法。テストでは、利用者の理解によっていかに、他の年金を見つけ比較することができ、基金を退職年金にすることができるかを測定する。
AID:Tech	詐欺を減少させるために、検証されたデジタル・アイデンティティ保有者が支払金、資金及び寄付金を割り当て、追跡することを可能にする、ブロックチェーンをベースとした電子マネー・プラットフォーム。
DLA Piper	デジタル資産の発行に関して、規制上のコンプライアンスをデジタル的に管理するためのルールに基づく方法論を開発するレグテックの取組。
Climate chain	消費者が持続可能な商品及びサービスに金銭を支出することを促進するためのアプリ。ユーザーは、ユーザーの消費性向を追跡するためにオープン・バンキングを利用することにより、ネットゼロ排出目標の達成と整合した消費性向について、提携先の小売業者において割引を受けることができる。
CrediCar	中古車業界向けのインテリジェント・デジタル貸付プラットフォーム。このホワイト・ラベル・プラットフォームは、金融業者や自動車販売業者が消費者に対して、金融商品、消費者の個別の信用リスク及び余裕度のプロフィールに適した個人化された金融クオーツ、並びに消費者が同プラットフォームを通じて資金調達し中古車を購入する能力へのオープン・アクセスを提供することを可能にする。

<sup>5</sup> FCA, “Regulatory sandbox lessons learned report” 前掲注 3

Crowdz UK	請求書のトークン化及び決済のリルートのために、ブロックチェーン上のスマート・コントラクトを利用した中小企業向けの請求書ファイナンス・プラットフォーム。
Faizpay	近距離無線通信（NFC）カードとスマートフォン又はタブレットを組み合わせ、店内及び電子商取引を可能にした、販売業者向けのマルチチャンネル決済イニシエーション・サービス。
Fronted	人々の引越しを支援するための敷金の貸出。Fronted は、より良い貸付決定を行い、英国消費者の費用を削減し、社会の移動性を改善するために、オープン・バンキングを利用する。
FundAdminChain	集団投資ファンドの設定及び取引のための市場プラットフォームを提供し、投資家及び商品提供者が低コストでかつ摩擦が少なく接続、取引及び決済を行うことを可能にした、プライベート分散型元帳ネットワーク。
HipayUK	Hipay は、英国中の公共交通向けの非接触型 QR コード決済ソリューションを提供するために、Alipay（Alibaba）、Wechat Pay（Tencent）及びその他の決済機関との提携を予定。テストは、すべての英国ユーザーのために価値、利便性及びアクセシビリティを促進する多様化されたクロスボーダー決済電子ウォレット・プラットフォームをユーザーに提供することを目的としている。
Hitachi Europe Limited	「持続可能なファイナンス・プラットフォーム」は、投資家又は金融機関とプロジェクト・オーナーとの「マッチング機能」を通じて、グリーン・プロジェクトに向けた資本の移転を促進することを目的としている。プロトタイプでは、透明性及びセキュリティの向上のために、グリーン資産及びブロックチェーンに関する運用情報を伝達する手段として「IOT(モノのインターネット)」を利用する。
HUB Financial Solutions	年金貯蓄が少ない退職間近の人々及び退職者向けに開発された、低コストの自動化された、当初及び継続的な助言サービス。
Huozhi	正式な金融サービスが利用できない危険地帯にいる家庭、賃金労働者及び企業にとって必要不可欠な商品及びサービスのための顧客による資金調達を促進するプラットフォーム。
Mintago	自らの従業員に対して、将来の資産を計画し、支出の短期的及び長期的なトレードオフをより良く理解するための教育及びツールを与える、雇用主から提供される財務健全性プラットフォーム。
Moneyfold	ウェブサイト・アドレスをマネーの受取先にすることにより URL 決済を可能にする DLT ベースの電子マネー・ソリューション。
My Ahmed Ltd	イスラム教徒社会にサービスを提供するザカート（喜捨）による寄付金の計算ツールを搭載したシャリーア（イスラム法）に準拠した電子マネー・プラットフォーム。
Nest Insight	ロールオーバー機能を通して企業年金にリンクした給与天引きの緊急貯蓄ツールへの自動的な登録。短期的な財務健全性の向上を支援する一方で、年金拠出金を増大させることも目的としている。
NestEgg	融資決定の方法を変革し、脆弱な借手の財務健全性及び信用情報を改善するために、財務健全指標を利用したモバイル・アプリ及びソフトウェア・プラットフォーム。
Project Pycor	ING Bank が ABN AMRO、BNP Paribas Securities Services、Invesco、Societe Generale – Forge、State Street、UBS、Citibank その他と協力して主導するプロジェクトである Pycor は、プライベート又はパブリック・ブロックチェーンのいずれかにおいて発行された規制対象セキュリティ・トークンに焦点を当て、デジタル資産の保管・取引サービスを提供することを目的とした非中央集権型・許可型ネットワークである。
StudentFinance	所得が所得下限額を超えた時点で学生が所得の一定割合を支払うという柔軟なモデルである「所得分配契約」を通して、高等教育の授業料を融資す

	るためのデジタル・プラットフォーム。Student Finance は、学生の雇用可能性及び将来の所得予想を決定するために、機械学習を利用している。
Weather Solutions	例年より寒い冬の間の高騰したエネルギー費用を補償するパラメトリックな天候保険商品。
YourBlock	消費者が自動車保険をはじめとした金融商品・サービスにアクセスするために自らの個人データを保存し利用するためのセキュアなツールを提供する、消費者プライバシーにフォーカスしたプラットフォーム。

✓ コホート7における採択企業一覧

企業	説明
Bayfibr	英国に拠点を置く国外居住者や移民が、従来のピア・ツー・ピア (P2P) 送金サービスに加えて、英国の銀行口座を使用して、即座に、安全かつ直接的に、自国の請求書プロバイダーに支払いを行うことができる消費者・企業間 (C2B) モバイル・プラットフォーム。
Blockpass	顧客のオンボーディング時に企業の顧客確認 (KYC) 及びマネー・ロンダリング防止 (AML) に関するデューデリジェンス要件をサポートするデジタル・アイデンティティ (ID) ソフトウェア・サービス「KYC Connect」。Blockpass は、既にオンボーディングしている顧客用のデジタル ID 認証情報を再利用する機能、及び顧客が次のオンボーディング・プロセスの間にデジタル ID プロファイルを更新する場合において既存の Blockpass のビジネスを更新する機能を評価する。
Cardeo	クレジットカード所有者が Open Banking を利用して、よりよくアカウントを管理し、返済を最適化できるよう支援するモバイル・アプリ。一部の利用者に対しては、既存のクレジットカード債務の柔軟な借り換えを提案する。
Chekk	金融機関のリテール及びビジネス顧客の 100% リモート・オンボーディングを容易にする e-KYC 及びデジタル ID ソリューション。
Hlthie	個人のニーズや資金に合わせてカスタマイズ可能なプランを提供するデジタルファーストの医療保険商品と、どこでも保険請求サービスにアクセスできるモバイル・アプリ。
JOIN	加盟店が顧客にクレジットへのアクセスを許可するために使用できるソフトウェア・プラットフォームを提供するインスタ・クレジット・ブローカー。このプラットフォームは、複数の貸し手からなるパネルにリンクされており、顧客は購入金融のための様々な有利子クレジット・オプションを選択することができる。
Kontinuous	中小企業が継続的に資金調達を行い、ウェブサイトから直接多数の投資家を効率的に管理するのを支援する分散型台帳技術 (DLT) 対応プラットフォーム。
Project Endeavour	(検証されたデジタル ID を持つ) 既存の Yoti アプリ・ユーザーを Orenda プリペイドカード及びアカウントにオンボーディング可能にするための (Synectics Solutions により提供された) 強化された不正スクリーニング機能を有する再利用可能なデジタル ID ソリューション。
StarLiX	コルレス銀行ではなく支払機関を使用し、取引に組み込まれたすべての関係者の KYC/AML コンプライアンス・データを使用することで、より効率的で低コストなクロスボーダー決済を促進することを目的とするトークン化された決済プラットフォーム。
TrustElevate	TrustElevate は、子どもの身元と親の責任を確認するために信頼できるデータソースと照合することにより、KYC 及び AML の要件に準拠した子どもと 10 代の銀行口座のデジタル・オンボーディングを可能にするレグテック e-KYC サービスである。

VALK and CMS	VALK は、資金調達又は M&A 取引のすべての段階を、金融機関と投資家を結ぶ 1 つのプラットフォームに統合する、デジタルのエンドツーエンドの DLT ベースのソリューションを運用している。プラットフォームの DLT ベースの相互運用性は、プライベート・オファーの合理的、効率的かつ安全な実行のために、証券発行プロセスをデジタル化及び自動化する。
Willow Money	費用のかかるクレジットの借り換えを行い、長期的な金融ウェルネスを奨励することにより、消費者がお金を節約し、より早く借金を返済することを支援する Open Banking プラットフォーム。
Yonder	Yonder は、ユーザーのお金を節約するために行動バイアスを相殺する科学に裏打ちされたシステムを通じて、不要なサブスクリプションを解約する手間を省き、毎月の請求額を減らす。

### 3.1.5 課題

英国のサンドボックス制度は成功したと評価され、「reaches ‘maturity’」とも言われている<sup>6</sup>。ただし、早期にライセンスを付与された企業に対して、一部、懸念が上がっているため、FCA は、regulatory nursey を採用する声明を出している。これにより、サンドボックス制度によって、早期にライセンスを付与した企業については他の企業と比較して、当局からの監督が強くなる可能性もある<sup>7</sup>。

## 3.2 オーストラリア

### 3.2.1 概要

オーストラリアで金融サービス又は与信活動を提供する事業者は原則として、オーストラリア証券投資委員会（ASIC）から金融サービスライセンス（Australian Financial Services Licence）又は与信ライセンス（credit licence）を取得しなければならない。しかし、規制のサンドボックス制度を利用することによって、これらのライセンスを取得することなく新しい製品やサービスをテストすることができる。オーストラリアの規制のサンドボックスは、事業者が企図するサービスが金融規制等の適用を受けることを前提とし、その適用を一時的に免除することとしている点で特徴的である。

オーストラリアにおける規制のサンドボックスは、2016 年に導入されたが、2020 年に大幅に改正され、対象サービスの拡大、テスト期間の延長（最長 12 か月から最長 24 か月に変更）等の変更が行われた。改正後のサンドボックス制度は、拡張型規制のサンドボックス（Enhanced regulatory sandbox）と呼ばれ、2020 年 9 月 1 日より適用されている<sup>8</sup>。

### 3.2.2 認定の要件（サンドボックス適格性）<sup>9</sup>

<sup>6</sup> Ian Hall, “UK regulatory sandbox shifts to ‘always open’ status” Global Government Fintech, 2021 年 8 月 25 日 [UK regulatory sandbox shifts to ‘always open’ status - Global Government Fintech](#)

<sup>7</sup> [FCA to launch ‘regulatory nursery’ as seven in ten adopt fintech - AltFi](#)

<sup>8</sup> ASIC, “Enhanced regulatory sandbox” <https://asic.gov.au/for-business/innovation-hub/enhanced-regulatory-sandbox/>

<sup>9</sup> ASIC, " INFO 248 Enhanced regulatory sandbox" <https://asic.gov.au/for-business/innovation-hub/enhanced->

サンドボックス制度を利用する主要な要件は以下のとおりである。

- ✓ テストを行う金融サービス、金融商品又は与信行為について、既にライセンスを付与されていないこと
- ✓ 今回テストしようとする金融サービス、金融商品又は与信行為について、過去に拡張型規制のサンドボックスによるライセンスの免除を受けていないこと
- ✓ 外国企業の場合は会社法に基づく登録を得ていること
- ✓ 個人の場合は、オーストラリア国民であるか永住者であること
- ✓ 公益性、革新性について最低限の要求を満たすこと
  - ◇ 公益性のテスト：テスト対象となる金融サービス、金融商品又は与信行為についてライセンスを免除することが、公共の利益となる、又は、公共の利益となる可能性があることを十分に説明すること  
当該公共の利益は、当該ライセンスの免除によって引き起こされる公共の不利益を上回るものでなければならないこと
  - ◇ 革新性のテスト：テスト対象となる金融サービス、金融商品又は与信行為が、新しいものであるか又はすでに存在するサービスについての新しい変化若しくは改良であるか
- ✓ テストの予定期間が 24 ヶ月を超えないこと

ASIC への適式な届出が完了した場合、ASIC は 30 日以内に申請を評価し、ライセンスの免除を認めるか否かにつき申請者に連絡することとされている。ASIC が 30 日以内に連絡をしない場合には、31 日目に免除が開始する。

### 3.2.3 認定の効果

- ✓ 申請者にライセンスの免除が認められた場合、金融サービスライセンス又は与信ライセンスを取得することなく、金融サービスを提供することができる。ただし、以下の条件を遵守する必要がある。事業者は、テスト期間が終了後も事業を継続することを希望する場合には、テスト期間内に必要なライセンスを取得する必要がある。
  - ◇ 「一定の提供可能なサービス」のみを提供すること
  - ◇ 顧客が対象サービスに投じる金額の合計額が 500 万豪ドルを超えないこと
  - ◇ 顧客の属性が一般消費者である場合には、各顧客が一定の対象サービスに投じる金額が 10,000 豪ドルを超えないこと
  - ◇ 事業損害保険等の適切な損害補填措置を設けること
  - ◇ Australian Financial Complaints Authority (AFCA)のメンバーであること
  - ◇ 情報開示及び行動に関する要請を遵守すること
  - ◇ ASIC の命令を遵守すること
  - ◇ 紛争処理手続きの設置/採用をすること
  - ◇ なお、顧客数の上限はない（改正前は一般顧客については 100 名までであった）
- ✓ 「一定の提供可能なサービス」の内容は、金融サービス・商品と与信行為の各々で定められている。

◇ 金融サービス

- ・ 金融商品に関する助言
- ・ 非現金決済手段の発行等
- ・ 提供可能な金融商品の取扱
- ・ クラウドファンディングサービスの提供

◇ 金融商品

下表のとおりである。

顧客の属性	対象となる金融商品
ホールセール顧客	・ デリバティブ又は証拠金貸付を除く全ての金融商品
一般顧客	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ オーストラリア健全性規制庁（APRA）の規制を受ける認可預金取扱機関（ADI）が発行する預金取扱商品</li> <li>・ APRA の規制下にある ADI が発行する非現金決済手段</li> <li>・ APRA の認可を受けた一般保険会社が発行した一般保険商品</li> <li>・ APRA の認可を受けた生命保険会社が発行する生命保険商品</li> <li>・ APRA 規制下にある確定拠出型年金向けファンドが発行する確定拠出型年金商品</li> <li>・ シンプル・マネージド・インベストメント・スキーム<sup>10</sup>の持分（一人当たり 1 万豪ドルまで）</li> <li>・ 連邦債、株式又は債券（一人当たり 1 万豪ドルまで）</li> <li>・ 一定の金融市場又は外国市場に上場する国内又は海外の証券（一人当たり 1 万豪ドルまで）</li> <li>・ クラウドファンディングサービスの一環として証券を提供する場合における払込済普通株式（一人当たり 1 万豪ドルまで）</li> </ul>

◇ 与信活動

- ・ 契約期間が 4 年を超えないこと
- ・ 信用供与の上限額が 2,000 ドルから 25,000 ドルまでの間であること
- ・ Reverse mortgage 又は Small amount credit contract でないこと
- ・ Regulation 6.03(2) of the Bankruptcy Regulations 1996 の適用を受ける担保権の対象となっていないこと

### 3.2.4 規制のサンドボックスの成果（具体例）

2016 年に規制サンドボックス制度が導入され、2020 年 4 月時点で 7 社が採択された。拡張型規制のサンドボックスの利用例は 7 件存在し、そのうち 6 件がテスト中である<sup>11</sup>。

✓ 拡張型規制のサンドボックス制度における採択企業一覧

<sup>10</sup> シンプル・マネージド・インベストメント・スキームとは、3 ヶ月以内に資金を引き出すことができる銀行口座、又は 10 日以内に時価で投資を現金化できるアレンジメントに対して、資産の 80%以上を投資するスキームをいう。

<sup>11</sup> ASIC, “Enhanced regulatory sandbox exemption users” <https://asic.gov.au/for-business/innovation-hub/enhanced-regulatory-sandbox/enhanced-regulatory-sandbox-exemption-users/>

企業	説明
Linea Operations Pty Ltd (trading as Acacia Money)	<p>承認されたサービス：以下の金融商品に関して金融商品の取扱い及び一般的助言の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ADI がその銀行業務の一環として提供する預金預入ファシリティ（退職貯蓄口座（RSA）を除く。）</li> <li>・ オーストラリア健全性規制庁（APRA）の規制下であり、かつ、登録可能スーパーアニュエーション事業体（RSE）としての免許を取得した事業体が発行した退職年金基金における退職年金商品</li> <li>・ 所定のオーストラリア金融市場の上場証券</li> </ul> <p>顧客：一般顧客のみ</p> <p>事業内容：顧客の財務状況の全体像を把握し、商品の比較を可能にし、第三者のブローカーを通じてオーストラリア株式への投資を可能にするためのアプリを提供する。</p>
InvestorFX Pty Ltd	<p>承認されたサービス：ホールセール顧客のみを対象とする、以下の種類の金融商品についての一般的助言及び申込み又は取得による取引の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ADI が銀行業務の一環として提供するキャッシュレス決済ファシリティ</li> <li>・ シンプル・マネージド・インベストメント・スキームの持分</li> <li>・ オーストラリア連邦が発行した、又は発行を提案している担保付又は無担保の国債又は債務証券</li> <li>・ 所定のオーストラリア金融市場の上場有価証券</li> <li>・ 所定の国外金融市場（すなわちニューヨーク証券取引所、NASDAQ、LSE、DAX 及び Euronext）の上場有価証券</li> <li>・ 外国為替契約</li> <li>・ 基本預金商品及び非基本預金商品</li> <li>・ 投資家向けポートフォリオ・サービス等の管理型投資スキーム持分</li> <li>・ 管理された売買一任勘定（MDA）サービスに限定される管理型投資スキーム持分</li> </ul> <p>顧客：ホールセール顧客のみ</p> <p>事業内容：「IFX アプリ」を通じて、個人の投資、貯蓄、支払い、予算管理・分析、デジタルウォレット、通貨の移動、借入などの機能を単一のハブとして提供する。</p>
Xen Pay Pty Ltd	<p>承認されたサービス：キャッシュレス決済ファシリティの提供、変更又は処分による取引</p> <p>顧客：一般顧客</p> <p>事業内容：アプリを利用して、指定された QR コードを読み取るか、受取人に対して登録されている携帯電話番号を申し出るかの2つの方法による非接触決済サービスを提供する。</p>
Halalstocks.co Pty Ltd	<p>承認されたサービス：所定の国外金融市場（NYSE 及び NASDAQ）の上場有価証券についての一般的助言</p> <p>顧客：一般顧客</p> <p>事業内容：倫理的かつシャリア法に準拠した株式投資のメニューを提供する。</p>



Bano Pty Ltd	<p>承認されたサービス：以下の種類の金融商品について、一般的な金融商品に関する助言を提供すること及びこれらの金融商品の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ADI がその銀行業務の一環として提供する預金預入ファシリティ（RSA を除く。）</li> <li>・ ADI が銀行業務の一環として提供するキャッシュレス決済ファシリティ</li> <li>・ オーストラリア連邦が発行した、又は発行を提案している担保付又は無担保の国債又は債務証券</li> <li>・ 所定のオーストラリア金融市場の上場有価証券</li> <li>・ 所定の国外金融市場（Euronext、フランクフルト証券取引所、香港証券取引所、ヨハネスブルグ証券取引所、ロンドン証券取引所、NASDAQ Global Market、ニューヨーク証券取引所、ニュージーランド証券取引所、シンガポール取引所、SIX スイス取引所、東京証券取引所、トロント証券取引所）の上場有価証券</li> <li>・ シンプル・マネージド・インベストメント・スキームの持分</li> </ul> <p>顧客：一般顧客及びホールセール顧客</p> <p>事業内容：決済サービスに加えて、送金サービスや、簡易型投資スキーム、国内外の証券、英連邦の債券などへの投資が可能なデジタルウォレットを提供する。</p>
Fee Stream Pty Ltd	<p>承認されたサービス：キャッシュレス決済ファシリティの提供、変更又は処分による取引</p> <p>顧客：一般顧客</p> <p>事業内容：SaaS 技術と行動分析を組み合わせたペイメントブリッジモデルを構築し、一般消費者と加盟店との間のキャッシュフローを調整する。</p>
Westgate Finance Pty Limited（終了済み）	<p>承認されたサービス：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ADI がその銀行業務の一環として提供するキャッシュレス決済ファシリティ（RSA を除く。）について、個人向けの金融商品に関する助言の提供</li> <li>・ ADI がその銀行業務の一環として提供するキャッシュレス決済ファシリティの申込み又は取得による取引</li> <li>・ キャッシュレス決済ファシリティの提供、変更又は処分による取引</li> <li>・ ADI がその銀行業務の一環として提供するキャッシュレス決済ファシリティの提供、変更又は処分の手配</li> </ul> <p>顧客：一般顧客</p> <p>信用業務：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 期間を4年以下、信用限度額を2,000ドル超かつ25,000ドル未満とする信用供与</li> </ul> <p>事業内容：ストラータ（不動産の区分所有権）の所有者に信用を供与し、当該所有者に代わって、予め決定した分配の取り決めに基づいて、四半期ごとにストラータ管理者に支払いを行う決済プラットフォーム。</p>

### 3.3 シンガポール

#### 3.3.1 概要

シンガポールの規制のサンドボックスは、革新的な金融商品・サービスについて、範囲及び期間を限定して、実社会の環境下でテストすることを可能にするものである。シンガポール通貨庁（MAS）は2016年11月に規制のサンドボックスを導入したものの、その後の利用が限定的なものになっていることから、2019年8月より対象事業を限定して、審査を簡略化したサンドボックス・エクスプレスも導入されている。

### 3.3.2 認定の要件（評価基準）

各制度を利用する主要な要件（評価基準）は以下のとおりである。

#### 3.3.2.1 規制のサンドボックス<sup>12</sup>

- ✓ 技術の新規性又は技術の利用方法の革新性
- ✓ 課題への対処又は消費者・事業への利益に資すること
- ✓ 申請者が、テスト後にシンガポール又はより広範囲でサービスを展開する意思及び能力を有していること
- ✓ テストシナリオ及び予想される結果が明確であること並びに合意したスケジュールにしたがってMASへの進捗報告を行うこと
- ✓ 消費者の利益及び事業の安全性・健全性を維持しつつ、テストを有意義に実行できるような条件を明確に画定できること
- ✓ サービスに伴うリスクが調査され、軽減されていること（例えば、事前にテストを行うことで、リスクを発見し、そのテストで発見されたリスクを軽減すること）
- ✓ 撤退又は移行の方法（出口戦略）が明確であること

#### 3.3.2.2 サンドボックス・エクスプレス<sup>13</sup>

- ✓ 対象事業（保険ブローカー又は市場開設者）であること
- ✓ 申請事業者の主要な利害関係人の適格性
- ✓ 技術の新規性又は技術の利用方法の革新性及び消費者・事業への利益に資すること

### 3.3.3 認定の効果

#### 3.3.3.1 規制のサンドボックス<sup>14</sup>

- ✓ サービスに応じて、MASが所管する規制の範囲内で規制緩和が行われる。緩

---

<sup>12</sup> MAS, "Fintech Regulatory Sandbox Guidelines" 5 頁、2016 年 11 月 <https://www.mas.gov.sg/-/media/MAS/Smart-Financial-Centre/Sandbox/FinTech-Regulatory-Sandbox-Guidelines-19Feb2018.pdf?la=en&hash=B1D36C055AA641F580058339009448CC19A014F7>

<sup>13</sup> MAS, "Sandbox Express Guidelines" 2020 年 1 月 <https://www.mas.gov.sg/-/media/MAS/Smart-Financial-Centre/Sandbox-Express/Sandbox-Express-Guidelines-7-Jan-2020.pdf?la=en&hash=4B68CDCED1FBCC05E9B4F8E03D8FA7E6670C77D2>

<sup>14</sup> MAS, "Fintech Regulatory Sandbox Guidelines" Annex A、前掲注 12

和可能な規制ないし考慮要素としては、概要以下が例示されているが、これに限定されない。なお、ライセンス取得の免除が行われるかはケースバイケースである<sup>15</sup>。

- ◇ 資産維持要件
  - ◇ 取締役会の構成
  - ◇ 現金残高
  - ◇ 信用格付け
  - ◇ 財務の健全性
  - ◇ 資金のソルベンシー及び自己資本比率
  - ◇ ライセンス料
  - ◇ 経営経験
  - ◇ MAS ガイドライン（テクノロジーリスクガイドラインや外注ガイドライン等）
  - ◇ 最小流動資産
  - ◇ 最低資本金
  - ◇ 規模
  - ◇ 評判
  - ◇ 過去の実績
- ✓ 一方、下記のような規制は、サンドボックスにおいても緩和されない。
- ◇ 顧客情報の秘密保護
  - ◇ 適格性要件の充足
  - ◇ 仲介業者による顧客資産の管理
  - ◇ マネロン防止及びテロ資金対策
- ✓ 申請事業者は、テスト中、下記の制限に留意する必要がある。なお、サンドボックス・エクスプレスのような顧客数及び取扱金額の制限等は明示されていない。
- ◇ 申請事業者は、顧客に対して、サービスが規制のサンドボックスのもとで行われていることを通知し、サービスに関連するリスクを開示したうえで、顧客の了承を得る必要がある。
  - ◇ テスト中のサービスの修正については、修正1ヶ月前に申請することで可能である。

### 3.3.3.2 サンドボックス・エクスプレス<sup>16</sup>

---

<sup>15</sup> MAS, “Frequently Asked Questions On Mas Fintech Regulatory Sandbox” 2020年2月19日  
<https://www.mas.gov.sg/-/media/MAS/Smart-Financial-Centre/Sandbox/FAQsFeb2020.pdf?la=en&hash=831744733A4514B9115ABBE27E4396A11E38A644>

<sup>16</sup> MAS, "ANNEX A - SANDBOX CONSTRUCTS" 2020年4月23日  
<https://www.mas.gov.sg/-/media/MAS/Smart-FinancialCentre/Sandbox-Express/Annex-A-Sandbox-Constructs-7-Jan2020.pdf?la=en&hash=41887E452A3FC0E39021654DF96FC2CEEE4EC4D9>  
MAS, "Response to Feedback Received - Sandbox Express" 2019年8月7日  
<https://www.mas.gov.sg/-/media/MAS/Smart-Financial-Centre/Sandbox-Express/Response-to-Feedback-Received-7-Aug.pdf?la=en&hash=E681A2F72DD5BEB66A4A3C5FEA8E8F6804173796>

規制のサンドボックスと同様に規制緩和が行われるが、サンドボックス・エクスプレスにおいては、保険ブローカーと市場開設者それぞれに特有の制限と両者に共通の制限が存在する。

- ✓ 保険ブローカーの制限
  - ◇ 契約数は最大 1000 件とする。
  - ◇ 顧客の金銭を取扱うことはできない。
  - ◇ 保険業者との交渉を行うことはできない。
  - ◇ 顧客へのリスク情報の開示や 2 か月毎の報告が必要である。
  - ◇ テスト終了後に事業継続する場合、又は事業を取りやめる場合には、テスト終了の 6 か月前に申請を行う必要がある。
- ✓ 市場開設者の制限
  - ◇ 有価証券及び集団投資スキームの投資単位の場合、取引量の上限は 40 億シンガポールドルとする。
  - ◇ デリバティブ取引の場合、契約数は 400 万件とする。
  - ◇ 一般個人の利用はできない。
  - ◇ 顧客の金銭を取扱うことはできない。
  - ◇ 自己売買はできない。
  - ◇ 顧客へのリスク情報の開示や 2 か月毎の報告が必要である。
  - ◇ 利用者が第三者アクセスを提供する場合には、利用者に第三者に情報が開示されることを担保する必要がある。
  - ◇ テスト終了後に事業継続する場合、又は事業を取りやめる場合には、テスト終了の 6 か月前に申請を行う必要がある。
- ✓ 共通の制限
  - ◇ 認可された適用条件を遵守することを宣言し、約束する。
  - ◇ 個人を顧客にする場合、顧客への適切な開示を行ったうえで顧客の了承を得る。
  - ◇ MAS に対して 2 か月毎の進捗報告及び最終報告を行う。
  - ◇ MAS が Sandbox Express の適用に必要と考えるオペレーションその他の条件を充足する。

### 3.3.4 規制のサンドボックスの成果（具体例）

#### 3.3.4.1 規制のサンドボックス<sup>17</sup>

- ✓ 2016 年 11 月の導入後、150 件以上の応募があったものの<sup>18</sup>、2020 年 4 月までに採択されたのは 8 件のみであったとされる<sup>19</sup>。現在進行中の案件は、4 件存

---

<sup>17</sup> MAS, “Sandbox” <https://www.mas.gov.sg/development/fintech/sandbox>

<sup>18</sup> 中野貴司,日本経済新聞,「フィンテック育成へ『速達便』シンガポール、規制免除の審査早く」  
<https://www.nikkei.com/article/DGKKZO38834340S8A211C1EE9000/> 2020 年 4 月 23 日

<sup>19</sup> 三菱総合研究所「金融デジタルイノベーションに関する施策動向等の委託調査－革新的技術分野の推進に向けた施策および金融分野における RegTech/SupTech に関する調査報告書」2020 年 6 月 26 日  
<https://www.fsa.go.jp/common/about/research/200903.pdf>

在する。

- ✓ 規制のサンドボックスにおける進行中企業一覧

企業	説明
IC SG Pte Ltd	同社は有価証券及び集団投資スキーム持分を取り扱う Capital Markets Services Licence を保有しており、デジタル証券の私募の取扱いとセカンダリー取引プラットフォームの運営を行っている。
HydraX Digital Assets Pte Ltd	サンドボックスのもと、サンドボックス期間（2021年5月24日から2022年2月23日まで）の間に限り、Capital Markets Services Licence を付与され、トークン化有価証券のカストディサービスを提供している。
HGX Pte Ltd	サンドボックスのもと、デジタル証券及び非デジタル証券の私設取引システムを運営するとともに、カストディサービスを提供してきた。同社は、2021年6月21日に実験を完了し、サンドボックスからエグジットした。そして、同日付で証券先物法に基づく Recognized market operator(RMO)として業務を行っている。但し、カストディサービスの提供は同日に終了している。
Propine Technologies Pte Ltd	サンドボックスのもと、適格投資家及び機関投資家に対し、デジタル証券のカストディサービスを提供していた。同社は2021年1月7日に実験を完了し、サンドボックスからエグジットした。そして、同月8日より Capital Markets Services Licence の保有者として、カストディサービスを行っている。

### 3.3.4.2 サンドボックス・エクスプレス<sup>20</sup>

- ✓ 2020年4月までの間に2件の認定実績があり<sup>21</sup>、現在、進行中の案件は、以下の2件である。なお、ほかの実績があるか否かは確認できなかった。

企業	説明
Pand.ai Pte Ltd	保険ブローカー。2021年10月10日時点ではサービスの準備中である。
ECXX Global Pte Ltd	トークン化された集団投資スキーム持分を対象としたトレーディングプラットフォームを提供している。

## 3.4 韓国

### 3.4.1 概要

韓国では2018年後半から2019年前半にかけて、規制改革を促進するため、情報通信融合法、産業融合促進法、地域特区法、金融革新支援特別法<sup>22</sup>、及び行政規制基本法のいわゆる規制革新5法が成立した。そして、2019年4月1日、金融革新支援特別法が施行され、金融規制のサンドボックスが開始された<sup>23</sup>。

<sup>20</sup> MAS, “Sandbox Express” <https://www.mas.gov.sg/development/fintech/sandbox-express>

<sup>21</sup> 三菱総合研究所「金融デジタルライゼーションに関する施策動向等の委託調査－革新的技術分野の推進に向けた施策および金融分野における RegTech/SupTech に関する調査報告書」 前掲注 19

<sup>22</sup> Korea Legislation Research Institute / Korea Law Translate Center, Special Act On Support For Financial Innovation [대한민국 영문법령 \(klri.re.kr\)](http://www.klri.re.kr)

<sup>23</sup> Fintech Center Korea, “Sandbox Korea – Overview”

企業は、企図している新規の金融事業について、当該新規事業が規制に抵触するかの確認を金融サービス委員会（FSC）に申請することができる。この場合、FSCは30日以内に申請者にFSC管轄下の規制への抵触がないかの回答を行う。FSCから30日以内に回答がなされない場合、当該新規事業に適用されるFSC管轄下の規制がないものとみなすことが可能となる<sup>24</sup>。また、申請者はFSC管轄下の規制以外についても、当該新規事業に適用されるか否かについて、ワンストップ窓口を務めるFSCを通じて他の行政当局に確認を求めることができる。この場合、他の行政当局から90日以内に申請者に対して回答がなされる<sup>25</sup>。

そして、仮に、当該新規事業に適用される規制がある場合であっても、革新的金融サービスの認定をFSCに申請し、認定が行われれば、特別な保険や責任の明確化を条件として、規制の免除を受けることが可能である。

サンドボックス制度利用の期間としては最長2年間（ただし、1年6ヶ月間の延長も可能<sup>26</sup>）である。なお、特に申請受付期間は設けておらず、いつでも申込が可能である。

### 3.4.2 認定の要件（評価基準）

金融規制のサンドボックスを利用する主要な要件は以下のとおりである<sup>27</sup>。

- ✓ 韓国国内に事業所を有する会社又は金融会社<sup>28</sup>であること。
- ✓ 期間中は、リスク管理措置の遵守状況のモニタリングを受ける。
- ✓ 以下の審査の基準に基づき認定の判断がなされる。
  - ① サービス提供地域が主として国内か否か
  - ② 既存のサービスと比較して革新性があるか
  - ③ 消費者にメリットがあるか
  - ④ 規制上の例外をおく必要性があるか
  - ⑤ 金融サービスを運営するための適格性と能力を申請者が有するか
  - ⑥ サービスの方法、範囲、計画が具体的であり、ビジネスプランが合理的か否か

---

<https://sandbox.fintech.or.kr/financial/overview.do?lang=en>

<sup>24</sup> 申請者はFSC管轄下の規制以外についても、当該新規事業に適用されるか否かについて、FSCを通じて他の行政当局に確認を求めることができる。この場合、他の行政当局から90日以内に申請者に対して回答がなされる。

<sup>25</sup> Fintech Center Korea, “Sandbox Korea – Quick Check on Regulations – Introduction”

[https://sandbox.fintech.or.kr/quickcheck/quickcheck\\_Introduction.do?lang=en](https://sandbox.fintech.or.kr/quickcheck/quickcheck_Introduction.do?lang=en)

Fintech Center Korea, “Sandbox Korea – Financial Regulatory Sandbox – Introduction”

[https://sandbox.fintech.or.kr/financial/financial\\_introduction.do?lang=en](https://sandbox.fintech.or.kr/financial/financial_introduction.do?lang=en)

<sup>26</sup> Fintech Center Korea, “Government Approves Revised Law to Support Innovative Financial Services” 2021年4月13日 [PressRelease Details](#) | [Outcomes](#) | [Sandbox \(fintech.or.kr\)](#)

<sup>27</sup> Fintech Center Korea, “Sandbox Korea – Quick Check on Regulations – Introduction” 前掲注 25

<sup>28</sup> 銀行、保険会社及び金融投資顧問会社等の金融会社に加えて、電子金融取引業者等、金融業に関わる公益企業及びファンド、金融関連法に従って設立された社団、金融委員会（FSC）によって設立を承認された非営利法人を含む。

- ⑦ 消費者保護及びリスク管理措置が取られているか否か
- ⑧ 金融市場及び金融秩序の安定性を著しく損なわないか
- ⑨ 金融関連法令<sup>29</sup>の目的の達成を阻害しないか

### 3.4.3 認定の効果

- ✓ 申請者の新規事業が革新的金融サービスの認定を受けた場合、最終的には、市場での展開のための支援を政府から受けることができ、関連法規の早期改善に向けての取り組みが行われる<sup>30</sup>。
- ✓ 金融革新支援特別法 4 条 2 項 1 号に基づきサンドボックス申請時に指定された範囲内であれば、同法 16 条柱書及び 17 条第 1 項に基づき、金融業のライセンスの付与を受けずに、金融サービスを提供することができる。
- ✓ サンドボックスの期間、顧客数の上限、取引金額の上限等について、認定時に指定された範囲を除いては特別の制約は存在しない。
- ✓ 金融サービス委員会以外の省庁が監督する法令に関する規制については、規制例外として認定されるためには、別途当該省庁の同意を受ける必要がある。
- ✓ 消費者に回復不可能な損害を与える場合、又は金融秩序の安定を著しく損なう懸念がある場合には、規制上の例外として認められることはない。
- ✓ サンドボックス制度の利用期間中、初回報告、中間方向、最終報告を提出する義務がある。その概要は以下のとおり（金融革新支援特別法 18 条 3 項）。
  - ◇ 当該期間における金融サービスの利用件数及び取引金額の合計額
  - ◇ 当該期間における金融サービスの利用者数とその特徴
  - ◇ 当該期間中に金融サービスに関連して発生した金融事故、又は利用者が行った補償請求を含む紛争の状況
  - ◇ 当該期間終了後の革新的金融サービスの運用計画
  - ◇ 最終報告の場合は規制の遵守計画
- ✓ サンドボックス制度に指定されたサービスを実施するための費用、利用者保護のために利用する保険の保険料などの資金面での支援を受けることができ、海外進出の支援も行われる<sup>31</sup>。

### 3.4.4 規制のサンドボックスの成果（具体例）

- ✓ 2019 年 4 月 1 日の導入から合計で 153 件が認定されている。ライセンスが付与された類型としては、My data license が多くみられる<sup>32</sup>。

<sup>29</sup> 金融革新支援特別法 2 条 1 項に定める法令及び大統領令で定める法令。Fintech Center Korea, “Sandbox Korea – Quick Check on Regulations – Introduction”（前掲注 23）の尾の一覧表参照

<sup>30</sup> Fintech Center Korea, “Sandbox Korea – FSC Plans to Improve Rules to Promote Big Data Analytics in Financial Sectors” 2021 年 5 月 26 日  
[https://sandbox.fintech.or.kr/outcomes/press\\_release\\_detail.do?lang=en&id=812&pageIndex=2](https://sandbox.fintech.or.kr/outcomes/press_release_detail.do?lang=en&id=812&pageIndex=2)

<sup>31</sup> Fintech Center Korea, “Sandbox Korea – Post-Designation Support Guide”  
<https://sandbox.fintech.or.kr/financial/support.do?lang=en>

<sup>32</sup> Fintech Center Korea, “Sandbox Korea – FSC Grants Preliminary MyData Business Licenses to Seven More Entities” 2021 年 1 月 13 日  
[https://sandbox.fintech.or.kr/outcomes/press\\_release\\_detail.do?lang=en&id=777&pageIndex=4](https://sandbox.fintech.or.kr/outcomes/press_release_detail.do?lang=en&id=777&pageIndex=4)  
 Fintech Center Korea, “Sandbox Korea – FSC Issues Preliminary MyData License to Kakao Pay” 2021 年 5 月

- ✓ 以下に革新的金融サービスの認定を受けた例をいくつか挙げる。このように様々な種類の金融新事業が認定を受けている。

企業	説明
Directional	2019年4月17日に第一陣のサンドボックス対象事業者として認定された <sup>33</sup> 。個人投資家向けに株式の貸し借りを提供する、ブロックチェーン技術を用いた株式貸し出しプラットフォームを提供している。
VivaRepublica	2019年5月2日に第二陣のサンドボックス対象事業者として認定された <sup>34</sup> 。スマートフォンアプリをベースにした、複数の金融会社が提供する様々なローン商品の固定金利を提供するローン申込サービスを実施しており、2021年1月13日には、My Data Business Licenseを付与された <sup>35</sup> 。
KB Insurance	2020年5月28日に認定された <sup>36</sup> 。企業や中小事業者向けのモバイルベースの商用保険アプリケーションプラットフォームを2020年11月から提供している。
Korea Credit Bureau	2020年7月23日に認定された <sup>37</sup> 。異なる金融機関に保管されている個人金融情報を暗号化して分析することを可能にする、同型暗号を用いたデータ分析サービスを2020年8月から提供している。
Korea Technology Finance Corporation	2021年7月22日に認定された <sup>38</sup> 。2022年6月から実施予定であり、売主に代わって買主の支払不能リスクを引き受け、新技術を持つ企業の資金調達と安定的な事業運営を支援するノンリコースの売掛債権ファクタリングサービスを提供する。

12日 [https://sandbox.fintech.or.kr/outcomes/press\\_release\\_detail.do?lang=en&id=809&pageIndex=2](https://sandbox.fintech.or.kr/outcomes/press_release_detail.do?lang=en&id=809&pageIndex=2)

<sup>33</sup> Fintech Center Korea, “Sandbox Korea – First Batch of Financial Service Providers Designated as 'Innovative Financial Services' for FSC's Regulatory Sandbox” 2019年4月17日

[https://sandbox.fintech.or.kr/outcomes/press\\_release\\_detail.do?lang=en&id=277&pageIndex=6](https://sandbox.fintech.or.kr/outcomes/press_release_detail.do?lang=en&id=277&pageIndex=6)

<sup>34</sup> Fintech Center Korea, “Sandbox Korea – First Batch of Financial Service Providers Designated as 'Innovative Financial Services' for FSC's Regulatory Sandbox” 2019年5月2日

[https://sandbox.fintech.or.kr/outcomes/press\\_release\\_detail.do?lang=en&id=278&pageIndex=6](https://sandbox.fintech.or.kr/outcomes/press_release_detail.do?lang=en&id=278&pageIndex=6)

<sup>35</sup> Fintech Center Korea, “Sandbox Korea – FSC Grants Preliminary MyData Business Licenses to Seven More Entities” 2021年1月13日

[https://sandbox.fintech.or.kr/outcomes/press\\_release\\_detail.do?lang=en&id=777&pageIndex=4](https://sandbox.fintech.or.kr/outcomes/press_release_detail.do?lang=en&id=777&pageIndex=4)

<sup>36</sup> Fintech Center Korea, “Sandbox Korea – FSC Designates 4 More Financial Solutions as 'Innovative Financial Services'” 2020年5月28日

[https://sandbox.fintech.or.kr/outcomes/press\\_release\\_detail.do?lang=en&id=290&pageIndex=5](https://sandbox.fintech.or.kr/outcomes/press_release_detail.do?lang=en&id=290&pageIndex=5)

<sup>37</sup> Fintech Center Korea, “Sandbox Korea – FSC Adds 4 More 'Innovative Financial Services' to Regulatory Sandbox” 2020年7月23日

[https://sandbox.fintech.or.kr/outcomes/press\\_release\\_detail.do?lang=en&id=291&pageIndex=5](https://sandbox.fintech.or.kr/outcomes/press_release_detail.do?lang=en&id=291&pageIndex=5)

<sup>38</sup> Fintech Center Korea, “Sandbox Korea – FSC Selects Eight More 'Innovative Financial Services' for Financial Regulatory Sandbox” 2021年7月22日

[https://sandbox.fintech.or.kr/outcomes/press\\_release\\_detail.do?lang=en&id=913&pageIndex=1](https://sandbox.fintech.or.kr/outcomes/press_release_detail.do?lang=en&id=913&pageIndex=1)



## 4. 我が国の規制のサンドボックスの概要と各国の制度との比較

本章では、我が国の規制のサンドボックスについて概観し、前章で採り上げた英国、オーストラリア、シンガポール及び韓国の各制度との比較を行う。

### 4.1 我が国の規制のサンドボックス制度

#### 4.1.1 概要

我が国の規制のサンドボックス制度は、2018年6月に施行された生産性向上特別措置法に基づき、新技術等実証制度として創設された。IoT、ブロックチェーン、ロボット等の新たな技術の実用化や、プラットフォーム型ビジネス、シェアリングエコノミーなどの新たなビジネスモデルの実施が、現行規制との関係で困難である場合に、新しい技術やビジネスモデルの社会実装に向け、事業者の申請に基づき、規制官庁の認定を受けた実証を行い、実証により得られた情報やデータを用いて規制の見直しに繋げていく制度である<sup>39</sup>。

この制度は、期間や参加者を限定すること等により、既存の規制の適用を受けることなく、新しい技術等の実証を行うことができる環境を整えることで、迅速な実証を可能とする点に特徴がある<sup>40</sup>。また、金融分野に限定されていないことも特徴的である。

なお、2021年6月の産業競争力強化法の改正により、同制度は産業競争力強化法に取り込まれ恒久化されることになった（同法8条の2）。

#### 4.1.2 認定の要件（申請書記載事項と認定基準）（産業競争力強化法2条3項、8条の2）

- ✓ 申請書記載事項
  - ① 新技術等実証の目標
  - ② 新技術等実証の内容
    - ・ 新技術等の内容、新技術等を用いて実施しようとする事業活動の内容
    - ・ 新技術等の実用化の可能性について行う実証の内容及びその実施方法
    - ・ 新技術等に関する規制についての分析の内容及びその実施方法
  - ③ 新技術等実証の実施期間及び実施場所
  - ④ 参加者等の具体的な範囲及び同意の取得方法
  - ⑤ 新技術等実証の実施に必要な資金の額及びその調達方法
  - ⑥ 規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定

<sup>39</sup> 内閣官房 成長戦略会議事務局、成長戦略ポータルサイト「規制のサンドボックス制度」

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/regulatorysandbox.html>

<sup>40</sup> 内閣官房 成長戦略会議事務局「新技術等実証制度（プロジェクト型規制のサンドボックス制度）について」2021年6月

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/underlyinlaw/sandboximage827.pdf>

- ⑦ 規制の特例措置の内容（適用を受けようとする場合）
- ⑧ その他新技術等実証の実施に関し必要な事項
- ◇ 実証計画の策定にあたっては、実証計画の内容を（人数、金額、場所、内容等）を工夫し、まずは、既存の規制の適用を受けることなく実証を実施できる環境をつくることが求められる<sup>41</sup>。そのうえで、必要があれば、規制の特例措置を求めることも可能とされている。
- ◇ 新技術等実証を実施しようとする際に、現行の規制が当該実証又は当該事業活動を実施することを制限又は禁止する内容を定めており、こうした規制に従って新技術等実証又は新事業活動を実施することが困難、あるいは実施したとしても当初の実証又は事業活動の目的を達成することが実質的に困難な場合が想定される。このような場合、新技術等実証を実施しようとする事業者は、新技術実証に先立って、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、当該新たな規制の特例措置の整備を求めることができる（同法 6 条 1 項）。そして、主務大臣のうち、事業所管大臣は新技術等を用いた事業活動又は新事業活動を推進する観点から、規制所管大臣は当該特例措置が従来の規制手法に代替され得るものとして、規制の目的や趣旨を踏まえたものとなっているかを確認する観点から、当該特例措置を講ずる必要があるかを判断する<sup>42</sup>。
- ✓ 認定基準
  - ◇ 基本方針に照らし適切なものであること
  - ◇ 新技術等実証計画に係る新技術等実証（参加者等の同意の取得を含む。）が円滑かつ確実に実施されると見込まれること
  - ◇ 新技術等実証計画の内容が産業競争力強化法及び同法に基づく命令その他関係法令（規制について規定する法律及び法律に基づく命令）に違反するものでないこと

#### 4.1.3 認定の効果

- ✓ 規制の特例措置が認められた場合、新技術実証を困難にしている規制につき特例措置が講じられる。
- ✓ 実証計画に基づく実証の後、本格的に事業を展開することが可能となる場合がある。
- ✓ 実証計画に基づく実証の後、規制所管省庁は、検討結果に基づき、必要があれば、規制の撤廃又は緩和のための法制上の措置その他の措置を講じることとされている（産業競争力強化法 14 条）。

#### 4.1.4 規制のサンドボックスの成果（具体例）

- ✓ 2018 年 6 月から 2021 年 6 月までの間に 21 件の認定がなされている。このうち、金融庁が規制所管省庁であるものは、以下の 3 件である。

<sup>41</sup> 内閣官房 成長戦略会議事務局「新技術等実証制度（プロジェクト型規制のサンドボックス制度）について」前掲注 40

<sup>42</sup> 「新技術等実証及び新事業活動の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針」9 ページ <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/underlyinglaw/basicpolicy2.pdf>

企業	説明
株式会社 Crypto Garage	認定日：2019年1月18日 実証計画の概要：仮想通貨交換業者（暗号資産交換業者）間で即時に暗号資産の売買を実現できる取引環境の構築
株式会社 justInCase	認定日：2019年7月5日 実証計画の概要：保険料を事後的に徴収する保険の実現
Frich 株式会社	認定日：2020年3月13日（2021年4月2日に計画変更） 実証計画の概要：個人間において SNS 等の少人数グループ内で共通するリスクに備える保険の提供を可能にするシステムの構築

- ✓ また、これまで1件につき、規制の特例措置を講じることの通知がなされており、その概要は以下のとおりである。

企業	説明
Frich 株式会社 アイアル少額短期保険株式会社 ジャパン少額短期保険株式会社	公表日：2020年1月24日 実証計画の概要：認定新技術等実証計画に従い新技術等を実証するにあたり、一定の要件を満たす場合に、少額短期保険業者による再保険の引受けを認める特例

#### 4.1.5 金融庁の FinTech 実証実験ハブ<sup>43</sup>

- ✓ 規制のサンドボックスとは別に金融庁は2017年9月にフィンテックに係る実証実験を容易化するための措置を講じるため FinTech 実証実験ハブを設置した。
- ✓ FinTech 実証実験ハブでは、フィンテック企業や金融機関等が、実験を通じて整理したいと考えている論点（コンプライアンスや監督対応上のリスク、一般利用者に向けてサービスを提供する際に生じる法令解釈に係る実務上の課題等）について、個々の実験毎に庁内に担当チームを組成して継続的な支援が行われる。但し、規制の特例措置は用意されておらず、あくまで現行法令の枠内で実証実験は行われる必要がある。
- ✓ FinTech 実証実験ハブの申込を行う場合、以下のチェック項目を申請書に記載する必要がある。
  - ① 実験内容と論点が明らかであること（明確性）
  - ② サービスの実現によって我が国における利用者利便や企業の生産性の向上が見込まれること（社会的意義）
  - ③ 実現しようとするサービスに革新性が認められること（革新性）
  - ④ 実証実験に一般利用者が参加する場合には、利用者への説明を含め、利用者保護上の対応を適切に行うこと（利用者保護）

<sup>43</sup> 金融庁「FinTech 実証実験ハブの設置について」

<https://www.fsa.go.jp/news/29/sonota/20170921/20170921.html>

- ⑤ 実証実験を行うのに必要な資金・人員等のリソースが確保されていること（実験の遂行可能性）
- ✓ これまでの支援決定案件は 8 件である。但し、そのほとんどが大手金融機関等の大企業によるものであって、フィンテック・スタートアップ単独よりも大企業（フィンテック・スタートアップとの協働を含む）による実証実験の場になっていると考えられる。

## 4.2 各国との比較

以下、第3章で採り上げた英国、オーストラリア、シンガポール及び韓国の規制のサンドボックスと我が国の規制のサンドボックスを、規制のサンドボックスの成果（具体例）、認定の要件及び認定の効果の観点から比較する。

### 4.2.1 規制のサンドボックスの成果（具体例）

- ✓ 英国の規制のサンドボックスにおいては、2016年から直近までで合計159件の金融事業が認定を受けており、韓国の金融規制のサンドボックスにおいては、2019年から直近までで合計153件の金融事業が認定を受けている。このように、英国及び韓国では、規制のサンドボックスが極めて積極的に利用されているといえる。また、両国の具体例からわかるとおり、様々な金融分野で規制のサンドボックスが利用されている。
- ✓ オーストラリアにおいては2016年から2020年4月までは7件の金融事業が認定されていたにとどまるが、利用促進のために新たに2020年9月に拡張型規制のサンドボックスが導入されている。シンガポールにおいても、2016年から2020年4月までは8件の金融事業が認定されていたにとどまるとされるが、利用促進のために2019年8月に新たにサンドボックス・エクスプレスが導入されている。サンドボックス・エクスプレスでの金融事業の認定件数は明らかではないが、少なくとも4件は存在する。
- ✓ 以上のとおり、英国と韓国では極めて積極的に規制のサンドボックスが利用され、利用実績が芳しくなかったオーストラリアとシンガポールでは制度の改正がなされて、利用促進が図られている。
- ✓ 他方、我が国においては、規制のサンドボックスは、金融分野だけではなく、あらゆる分野を対象とするが、2018年から現在までの認定件数は21件であり、金融分野においてはわずか3件（暗号資産分野1件、保険分野2件）にとどまっている。金融庁のFintech実証実験ハブでは2017年から現在までで8件の支援決定があるものの概ね大企業中心の実験の場となっている。また、規制のサンドボックスは生産性向上特別措置法上の時限的な制度から、2021年、産業競争力強化法上の恒久的な制度に変更されたが、利用実績が低調なことを踏まえての特別な利用促進策は講じられていない。
- ✓ 上記の比較からすれば、我が国においても、これまでの規制のサンドボックスの利用実績が低調であることを踏まえ、原因の分析と新たな利用促進のための制度改革が必要であると考えられる。また、アジア時間帯において国際金融ハブの観点から競合関係にもある韓国、オーストラリア、シンガポールの各制度から学ぶことが必要である。

#### 4.2.2 認定の要件

- ✓ 英国、オーストラリア、シンガポール及び韓国の各規制のサンドボックスの認定の要件は、それぞれ異なるものの、新規性・革新性が必要であること、消費者利益に結び付くこと、実現可能性があることなどの基本的な要件は共通しているといえる。また、各国とも要件は具体化されており、どのような要件が求められているかは比較的明らかである。
- ✓ 日本の規制のサンドボックスの認定基準はこれらの諸国の基準と比して抽象度が高いものの、基本的に上記と同様の基本的な要件は採用されているように思われる。他方、上記の諸国の認定基準と異なるのは、実証計画の内容が関係法令に違反するものではないことを明確に求めていることである。このため、申請者は、実証計画の策定にあたって、実証計画の内容を（人数、金額、場所、内容等）を工夫し、まずは、既存の規制の適用を受けることなく実証を実施できる環境をつくることが求められる。確かに、規制の特例措置の申請は可能であるが、これまで実際に認められた事例は1件のみである。つまり、現行法に抵触するような実証実験（例えば金融ライセンスが必要な新規事業の実証実験）を規制の適用除外を受けて行うことは、制度上は不可能ではないものの、現実のハードルは相当に高いと考えられる。

#### 4.2.3 認定の効果

- ✓ 英国、オーストラリア、シンガポール及び韓国の各規制のサンドボックスにおいては、認定を受けると、金融ライセンスが本来であれば必要な新規事業について、一定の制限付きではあるものの暫定的なライセンスの認可を与えられるか、又はライセンスの取得が免除され、実際の市場において自らの金融サービスを提供して、その効果や問題点を検証することが可能である。実際の市場でテストを行うことができれば、自らが構想する新規事業が消費者に受け入れられるものであるか否かを本格的なビジネス開始までに測定することができるため、このような制度は、特に企業体力がそれほどないスタートアップ企業やベンチャー企業にとって極めて有用と考えられる。
- ✓ 本来であれば金融ライセンスを必要とする新規事業のテストにおいては、消費者の被害や不利益が発生する可能性がある。上記各国の規制のサンドボックスにおいては、そのような被害や不利益が生じた場合の保険の導入を義務付けるなどの手当てが条件とされている。
- ✓ 他方、我が国の規制のサンドボックスにおいては、現行法に抵触しない範囲で実証計画を策定することが原則として求められるため、金融ライセンスが本来必要となるような実証事件を行うことは、規制の特例措置を受けない限り、不可能である。ほとんどの金融事業は、何らかの金融ライセンスが必要となるため、実際には、「業」に当たらない範囲で実証事件を行わざるを得ないこととなる。金融規制法においては、対公衆性と反復継続性があれば、それが営利を目的とするものでなくとも、「業」に該当し、しかも対公衆性と反復継続性が厳格に判断されることから、実際の市場において、業に当たらない範囲で実証事件を行うことは極めて困難であると考えられる。そのため、スタートアップ企業やベンチャー企業が、規制のサンドボックスの認定の下で、自らの企図する新規事業を実際の市場でテストを行って、自らが構想する新

規事業が消費者に受け入れられるものであるか否かを本格的なビジネス開始までに測定することは難しいといえよう。

- ✓ 日本の規制のサンドボックス制度においては、実証計画に基づく実証の後、規制所管省庁は、検討結果に基づき、必要があれば、規制の撤廃又は緩和のための法制上の措置その他の措置を講じることとされている。したがって、規制のサンドボックスの段階で、金融ライセンスの暫定的付与や適用除外が認められなくても、実証実験が成功すれば、その後の規制改革により、企図した新規事業を実際の市場で行うことも可能と思われる。しかし、実証実験の終了後、申請者が望むような規制改革が実際に行われるかは不透明であるし、そのような規制改革が行われるとしても長い時間が必要となる。デジタル化の加速もあって、金融ビジネスの変革のスピードが飛躍的に速くなっている現代において、事業化が遅れることはビジネスチャンスを失うことに直結する。このことを考えれば、フィンテックのスタートアップ企業やベンチャー企業にとって、現行の我が国の規制のサンドボックスは利用価値が低いものとなっているといわざるを得ない。

## 5. 海外金融関連企業等のニーズ調査について

大阪府及び日本が海外金融関連企業等を日本に誘致する施策を検討するにあたっては、そのような企業の生の声を聞くことが重要である。その観点から、日本に進出済み及び進出を検討している海外金融関連企業等へのアンケートとインタビューを実施した。また、近時、国内のスタートアップ企業が海外に移転するケースが増加していることから、その理由を聞くべく、実際に日本から海外に移転した金融関連スタートアップ企業にもインタビューを行った。

詳細は別紙1及び別紙2をご覧いただきたいが、本章では、その概要をテーマごとにまとめ、分析をする。

### 5.1 アンケート及びインタビューの実施要領

海外金融関連企業等へのアンケートについては、以下の要領で実施した。

- ✓ 実施時期：2021年11月5日～同月22日
- ✓ 対象企業：海外金融関連企業等のうち既に日本に進出している企業及び日本への進出を検討している企業（一部非金融関連企業を含む）
- ✓ 質問及び回答の方法：本事業受託者、大阪外国企業誘致センター、独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）、一般社団法人フィンテック協会、フューチャーズ・インダストリー・アソシエーション・ジャパン、Export to Japan（英国）、Fintech Association of Hong Kong、Singapore FinTech Association、Association of Crypto Currency Enterprises and Start-ups Singapore、Korea Blockchain Association、Korea Small Business Institute、Global Blockchain Convergence を経由して、海外金融関連企業等に電子メールで連絡し、大阪府の本アンケート専用のウェブサイト上の質問に対し匿名で回答いただいた。ご協力をいただいた上記の各法人及び団体には、ここに記して感謝の意を表したい。
- ✓ 回答社数：60社

また、海外金融関連企業等へのインタビューについては、英国を本拠地として広くグローバルに事業を展開しているオンライン決済事業者（2社）、シンガポールのデジタル証券の発行及び取引のプラットフォーム、日本に進出済みの海外大手暗号資産交換業者及び日本からスイスに拠点を移転した日本のブロックチェーン技術会社の5社を対象に行った。

## 5.2 アンケート回答及びインタビュー内容について

詳しくは別紙1及び別紙2をご参照いただきたいが、以下、アンケート回答及びインタビュー内容をテーマごとに概説する。

### 5.2.1 回答者の属性と分布（Q1）

- ✓ アンケート回答者60社の主たる事業内容は、証券業5社、アセットマネジメント・投資助言業4社、投資ファンド1社、デリバティブ関連業1社、暗号資産関連業9社、送金・決済業6社、貸金業2社、銀行業1社、保険業2社、クラウドファンディング1社、金融関連システムベンダー・レグテック5社、その他のフィンテック10社、非金融事業13社であり、国際金融都市OSAKA推進委員会において想定している海外事業者が満遍なく含まれている（Q1-1）。
- ✓ 次に、回答者の本店所在国は、米国及びベトナムが各6社、中国及びシンガポールが各5社、香港、韓国及びマレーシアが各4社、英国及びケイマン諸島が各3社、ドイツ、インドネシア及びイスラエルが各2社、オーストラリア、カナダ、キプロス、日本、マルタ、オランダ、スイス、台湾、タイ及びウクライナが各1社と広く分布し、地域別では、アジア・オセアニア地域が38社、北米が7社、中米1社、欧州が10社、中東が2社であった（Q1-2）。
- ✓ 他方、回答者の主要な海外進出先としては、米国19社、日本17社、シンガポール15社、香港10社、中国及び英国が各9社、インドネシア8社、ドイツ及び韓国が各5社（以下略）であった（Q1-3）。なお、本アンケートは日本に進出済みの企業及び進出することを検討している企業を対象としていることから、日本は割り引いて考える必要があるが、概ね世界の金融の中心地及び人口が多い国への進出社数が多かった。
- ✓ 日本に進出している企業のうち、東京に拠点がある企業が13社、大阪に拠点がある企業は5社であった（Q1-4）。
- ✓ また、インタビューは、英国企業2社、シンガポール企業1社、中国系企業の日本法人1社、スイス企業（日本から移転）1社に対して行った。

### 5.2.2 金融規制について（Q2）

日本において金融関連事業を行う場合、原則として日本法に基づく金融規制の適用を受けることになり、多くの場合、金融規制法に基づく許認可の取得が必要になる。この事情を踏まえ、企業が他国において金融関連事業を展開する際に、金融規制の面でハードルになりうる点及び望ましい規制緩和について質問を行った。

#### 5.2.2.1 金融規制によるハードル等

- ✓ まず、許認可の取得については、第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、暗号資産交換業、又は資金移動業の業登録を取得するためには、日本企業の場合でも概ね1年を要し、海外企業の日本法人の場合には2年以上かかることも珍しくないのが現状である。この許認可取得までの期間については、進出を前向きに考える期間として、6ヶ月以内が計62%、1年以内との回答が計87%を占めており(Q2-2)、回答結果からは、長くとも1年以内で許認可を取得する目途が立たない場合には、進出先国としての優先度は相当に低くなると考えられる。むしろ海外金融関連企業の日本進出を促すためには、6ヶ月以内に許認可取得できる目途が立つような方向での許認可プロセスの見直しを進めることが必要になるだろう。
- ✓ 海外企業の日本法人での許認可取得に時間を要する要因の一つとして、許認可取得に関する情報(法令、監督指針、ガイドライン等)について英語表記のものが限られていること、許認可申請においては、原則として日本語での書面作成(英文書面の場合は日本語訳の添付)が必要であること(但し、投資運用業等については英語での申請が可能)が挙げられる。この点について、回答結果では、許認可取得についての十分な情報が英語で得られ、英語での許認可申請手続ができることについて「極めて重要」又は「重要」との回答が計81%を占めた(Q2-1)。このため、英語での法令等の情報の提供及び許認可取得の英語対応を広げていくことの重要性は高いものと考えられる。
- ✓ もっとも、インタビュー内容を踏まえると、許認可取得に要する期間や英語対応の有無・程度のみで進出先の選択を行っているわけではないと考えられる。まず、進出先の選定において最も重要な要素は、①市場規模と②進出の容易性であるとの指摘が複数あった(インタビュー2及び3)。また、自社による許認可取得が困難あるいは時間を要する場合には、許認可を取得している現地企業とパートナーシップが結ぶことを優先する旨の言及があった(インタビュー1、2及び3)。
- ✓ これに関連して、インタビューにおいて進出先の選定において特に重要な要素として挙げられたのは、①現地で優秀なコンプライアンス・オフィサーを採用できること、及び、②銀行口座の開設ができることである。まず①については、「他国に参入し、当該国の顧客と直接やりとりをするにあたっては、当該国の言語を喋れるコンプライアンス・オフィサーを確保するのは重要であり、また、ライセンス取得の場面においても、現地法制を理解し、規制当局と現地言語でスムーズにやり取りするためには、現地のコンプライアンス・オフィサーの存在はとても重要で、確保できなければライセンスの取得は困難になると思う。」「現地法制に知見があり、規制当局の考え方も理解しているコンプライアンス・オフィサーが最も重要だと思う。」とのコメントがあった(インタビュー2及び3)。また、アンケートにおいても、拠点設置都市を選ぶ際の要素として、エンジニアの採用が容易であること(Q4-2)及び金融機関での勤務経験(特にコンプライアンス部門の経験)を有する人材の採用が容易であること(Q4-1)について質問をしたところ、「決定的な要素になる」「重要な要素になる」と回答した企業は、前者については計51%であったのに対し、後者については68%であり、コンプライアンス・オフィサーのニーズが高いことが示されている。
- ✓ 上記②に関しては、「銀行口座の開設については、多くの国、特に発展途上国では、銀行は自行の事業への影響を懸念し、競争相手となり得るフィンテック



ク企業をあまり受け入れない傾向にある。パートナー銀行として確保することが、ビジネス展開やライセンス取得のために不可欠な要素となっている。」「外国で銀行口座を開くのは難しい」、直面した最も困難な問題の一つは「銀行口座の開設が困難であった」（インタビュー2、3及び4）とのコメントがあり、進出先で銀行口座を開くことが困難であることが海外金融関連企業の進出のハードルになっていることが分かる。

#### 5.2.2.2 規制緩和

- ✓ 昨年、日本の資本市場の「国際金融センター」としての機能発揮に向け、海外の投資運用業者の国内参入を促すために、海外投資家等特例業務・移行期間特例業務が設けられ、一定の事項の事前届出を行うことで、投資運用業登録等を不要とする制度がスタートした。もっとも、回答結果によれば、この制度を知っている企業は13%に過ぎなかった（Q2-4）。もっとも、「本国でライセンスを有する金融事業を日本で行う場合、一定の要件を満たせば、一定期間、許認可の取得なく、届出で当該業務を行える制度があるとすれば、日本に進出する大きな理由になりますか」（Q2-5）との問いについては、「大いになる」が37%、「ある程度なる」が42%を占めており、このような制度は、海外金融関連企業の誘致には有効と考えられる。以上を踏まえれば、海外投資家等特例業務・移行期間特例業務については、海外への周知の方法については再考の余地があると考えられるとともに、他の金融関連業についても同様の規制緩和を検討していくことが有効と考えられる。
- ✓ 規制のサンドボックス制度については第3章及び第4章で詳述したが、そこで挙げた各国と日本の違い等（規制のサンドボックスにおいて認定を受けた場合に、サンドボックスの範囲で実際のビジネスを行うことができるか否か等）についてアンケート及びインタビューを行った。まず、回答者は日本に進出済み又は進出検討中の企業であるにもかかわらず、日本に規制のサンドボックス制度があることを知っている割合は32%に過ぎなかった（Q2-7）。また、日本の規制のサンドボックス制度においては、認定を受けただけでは実際のビジネスをすることは許認可を取得しない限り事実上できないことについて、「認定を受けてもすぐに実際のビジネスを行えないならば利用しない」との回答が31%であるのに対して、「認定により規制の改正を待たずに対象者又は地域限定・期間限定した実際のビジネスが行えるようになるのであれば利用したい」との回答が50%、「実際のビジネスができなくても数年以内の法改正により実際のビジネスができる確率が高いのであれば利用したい」との回答が9%、「実際のビジネスができなくても将来の法改正につながるのであれば利用したい」との回答が10%であった（Q2-9）。これを踏まえると、規制のサンドボックス制度において一定の条件を設定し、その範囲で限定的な実ビジネスが行えることにすれば、海外企業の日本進出を相当程度促進することが可能と考えられる。
- ✓ 規制のサンドボックス制度については、インタビューでもヒアリングを行い、特に、インタビュー1の企業からはシンガポールの規制のサンドボックスの利用実態を詳しく聴取した。それによれば、サンドボックスの利用のメリットは、「現実の市場において、金融商品のテスト、オペレーションや規制遵守に関する想定実証ができた点」である。「実際にサンドボックス期間中にはオ

ペレーションシステムについて改善することができた。その実証なしに直接本格的に金融市場に参入していたら、法令に準拠して事業を行うことに苦労したかもしれない。ラーニングポイントを洗い出し、規制に順応するための良い期間だったと思う。サンドボックスは規模が小さいとはいえ、実際の投資家や発行体が絡むリアルな市場だったため、問題点の検証とシステムやオペレーションの改善ができたことから、本格的なサービス提供の準備やそれに適用される規制への順応のために有効な機会だった。」とのコメントは傾聴に値する。同社は規制のサンドボックスの条件下で9か月間デジタル証券事業を行い、規制のサンドボックス卒業と同時に、フルライセンスを取得したとのことである。なお、規制のサンドボックスの利用にあたっては、出資企業である政府系ファンドやシンガポール取引所(SGX)のサポートがあり、「SGXが金融市場において国際競争力を維持したいという意向があり、それを実現する戦略の下、革新的な金融商品をテストしたいと思っていたことがSGXのサポートにつながった」とのことである。このほか、インタビュー2及び3の企業からも「サンドボックスの利用は、スタートアップ企業や利用する国での事業展開が初めてである企業からすると、規制当局に機能性を見てもらえたり、事業の堅実性や効果をテストできたりする点で大きなメリットになると思う。」「シンガポールのMASのサンドボックス制度は、多くのスタートアップ企業に対するシンガポール市場への参入の動機づけに貢献しており、多くの企業がシンガポールへの参入を目指している背景には、このような環境整備も要因であると思う。」「もし日本でのライセンスの取得の際に役に立つサンドボックス制度があれば、利用したいと思う。」とのコメントがあった。

### 5.2.3 税制について

- ✓ OECDの調査によれば、日本の法人実効税率は約30%（2020年）であり、OECD諸国の平均（約23%）よりも高いが、これが進出地として日本を選択することの大きな妨げになるか尋ねたところ、大きな妨げになるとの回答は23%に過ぎなかった（Q3-1）。現在の日本の法人実効税率の水準であれば、許認可の取得、銀行口座の開設及びパートナー企業との提携の難易度に比べれば、海外金融関連企業の日本への進出の障害となる可能性は低いことがうかがえる。もっとも、回答者の50%が、日本の法人実効税率の高さは日本を進出地に選ぶ際のマイナス要因にはなると述べていることからすれば、グローバル競争の中で日本・大阪が国際金融都市を目指すうえでは、このディスアドバンテージを解消する、又は、その他の方法で補う必要がある。なお、暗号資産に関する日本の税制が日本でブロックチェーン事業を行うことの障害となっているとの指摘については後述する。

### 5.2.4 行政サポート並びに大阪府の施策及び万国博覧会について

- ✓ 「行政のサポートのうち、拠点設置をする都市を検討するに際し特に重要と考えるものを3つ挙げてください。」との質問に対する回答として特に多かったのは、許認可取得に対する行政サポート（45社）であり、次いで、税制優遇（33社）、在留資格の優遇措置（24社）、パートナー企業とのマッチング（23社）、拠点設立等への補助金（18社）（以下略）の順となった

(Q5)。

- ✓ インタビューでは、許認可取得支援（翻訳支援を含む）、銀行口座開設支援、子会社設立支援、税制優遇措置などが有効なサポートであるとの意見が複数あった（インタビュー2、3及び4）。また、「外国企業の立場からは、まず、規制当局や銀行が求める基準を満たす限り、現地企業であっても外国企業であっても支障なく事業を展開できる、という意味でのレベルプレイングフィールドを求めたい。」という実質的な意味での国内企業とのレベルプレイングフィールドが確保されることが重要との指摘があった（インタビュー2）。
- ✓ 日本あるいは大阪府が外国企業を呼び込むための有効な施策として、ロンドンやシンガポールのように「インキュベーション・オフィススペース（センター）を備え、有能なエンジニア、コンプライアンス・オフィサーと同じ場所でコンタクトをとれるようなエコシステムを提供」し、フィンテック企業が新規参入しやすい環境を整えることが重要であるとの指摘があった。また、「日本市場の規模の大きさを考えれば、金融事業周りの環境整備は外国企業を呼び込むための要素となり得ると思う。具体的には、①規制当局へのアクセスの容易性、②インキュベーションオフィスの整備、③参入を手助けできるパートナー銀行の確保など国内企業とのレベルプレイングフィールドの整備や、サンドボックス制度の強化、税制優遇措置の提供などがあげられる。」とのコメントがあった（インタビュー2）
- ✓ 大阪府の大阪外国企業誘致センターによるサポート制度及び2025年の万国博覧会の認知度については、いずれも75%が「知らない」、13%が「聞いたことはあるがよくわからない」と回答し、「知っている」との回答は12%に過ぎなかった。日本進出済み又は日本進出を検討している企業の回答であることを考えると、周知度が低いと考えられる。

#### 5.2.5 日本から海外への移転について

- ✓ 近時、事業拠点を日本から海外に移転したブロックチェーン技術企業へのインタビューを行った。この中で、同社は海外移転の主たる理由として、①ブロックチェーン上のトークンを日本で発行することは、事実上、極めて困難であるという点、及び②暗号資産に関する法人税の課税においては、暗号資産の売却益だけでなく、保有している暗号資産に対して含み益課税がなされるという制度になっているため税務上の負担が大きいという点を挙げた（インタビュー5）。①、②とも暗号資産に関連する特殊なものといえなくはないが、①は金融規制であり、②は税制の問題であるから、海外金融関連企業が進出先を検討する重要ポイントとして挙げた点と共通している。言い換えれば、金融規制や税制は企業が事業拠点を検討するにあたり最も重要なポイントの一つであることを示しているといえよう。
- ✓ また、同社はインタビューにおいて、「現在も日本での事業を完全に検討していないわけではなく、やはり自分の祖国で事業を展開したいという思いは強い」が、「現行の法制度やビジネス環境を考えると、日本は事業を展開する理想的な環境とはいえなかった」と述べている。そのうえで、スイスのほか、シンガポール、米国（ニューヨーク、サンフランシスコ、ロサンゼルス）、香港を移転先として検討したうえで、歴史的な政治的中立性やブロッ

クチェーンビジネスの発展度等を踏まえて、スイスを選択したとしている。この際、香港については政治的不安定さ、米国については、米国に移転すると中国系企業とのビジネスに支障が生じる可能性を考慮したとのことであり、近年の国債政治情勢が移転先の選択に影響していることが分かる。

- ✓ スイスへの移転に際しては、在日スイス大使館のスタッフのサポートが手厚かったうえに、スイスの複数の州の企業誘致課から積極的な誘致があったとのことである。
- ✓ また、同社が「日本へ海外企業を呼び寄せることも重要だが、政府や自治体は、日本のスタートアップ企業等の海外への人材の流出を食い止める必要性が高いのではないかと感じる。日本でビジネスをすることが海外と競争するうえで不利ではない状況を作るべき」と述べていることは傾聴に値する。

### 5.3 小括

アンケート及びインタビューの結果をまとめると、少なくとも以下の点を指摘することができる。

- ① 海外金融関連企業が進出先を決めるうえで最も重要な要素は、市場規模と事業展開の容易さである。事業展開の容易さについては、許認可の取得の容易さ、現地企業とのパートナーシップの締結、銀行口座の開設、人材（特にコンプライアンスオフィサー）の確保等がしやすいことが重要な要素として挙げられている。
- ② 行政サポートとしては、許認可取得のサポートのニーズが高く、実ビジネスに直結するような規制のサンドボックス制度はこれに含まれる。また、銀行口座の開設支援、インキュベーション・センターを設立するなどして英国やシンガポールのようなフィンテックのエコシステムを提供すること、拠点開設支援、税制優遇措置などが挙げられた。これらをまとめると、海外金融関連企業が日本の金融関連事業者と対等の立場で競争するための実質的なレベルプレイングフィールドの整備が重要であることが分かる。

## 6. 大阪府への提言

大阪が国際金融都市となるためには、金融関連事業を行う拠点としてグローバル（特にアジア・オセアニア地域）にみて競争力を有することが必要であるが、その段階に一足飛びに至ることは至難の業である。まずは、海外金融関連企業が他国に進出を企図する際に日本が優先度の高い対象国となること、及び、その際に大阪が日本法人の拠点として優先度の高い選択肢となることが必要である。もちろん、そのためには、国内金融関連企業にとっても大阪が事業の中心拠点として魅力的であることも必要である。

そこで、以下では、まず、アンケート結果等から見えてきた海外金融関連企業のニーズを列挙し、次に、そのようなニーズに応えることができる政策について検討する。

### 6.1 海外金融関連企業のニーズ

第5章で詳述したとおり、アンケート結果等によれば、海外金融関連企業が他

国へ進出する場合に、特に重視する要素は、市場規模と事業展開の容易さである。日本は市場規模としては十分な大きさを有していることを前提とすると、主に事業展開の容易さが問題となる。

- ✓ アンケート及びインタビューの対象企業が特に重要視しているのは、金融関連業が規制産業であることを背景として、以下の点である。
  - ⑦ 企図する事業を行う際に必要となる許認可の取得の難易度
  - ⑧ 許認可を有する国内金融関連企業とのパートナーシップ締結の難易度
  - ⑨ 法令を遵守して事業を遂行するために必須となるコンプライアンス・オフィサーなどの金融人材の採用の難易度
  - ⑩ 銀行口座開設の難易度上記の各点は、日本において企図する金融関連事業を行うことがそもそも現実的に可能なのかといういわば入り口にかかわる問題であるため、特に重要度が高いものとして指摘されていると考えられる。  
これに加え、日本で事業を展開していくうえで重要な点としては以下の点が指摘されている。
  - ⑪ 税制優遇の程度
  - ⑫ 在留資格制度の柔軟性
- ✓ アンケート結果等によれば、望ましい行政サポートとして、許認可取得に対する行政サポート、税制優遇、在留資格の優遇措置、パートナー企業とのマッチング、拠点設立等への補助金、銀行口座の開設支援、インキュベーション・センターなどが挙げられているが、いずれも上記の①～⑥が重要視されていることの表れといえよう。

## 6.2 海外金融関連企業の誘致に向けた施策

- ✓ 上記の海外金融関連企業のニーズを踏まえると、①許認可の取得支援、②パートナー企業との提携支援、③金融人材（特にコンプライアンス・オフィサー）の採用支援、④銀行口座の開設支援、⑤税制優遇措置、⑥在留資格の優遇措置が、海外金融関連企業の誘致には特に有効な施策と考えられる。
- ✓ もっとも、これらの施策の導入に向けての難易度はそれぞれ異なる。例えば、許認可の取得支援（①）については、各種のものが考えられるが、関連法令やガイドライン等の情報の英語での提供、登録申請関連書類の日本語での作成サポート、提携先企業の紹介などは、現行の金融規制の変更や特例措置の導入を伴わずに可能であるが、許認可取得要件の緩和、規制のサンドボックス下での許認可の限定的な適用除外、英語での許認可申請の制度的な導入等の規制緩和については法令上の手当てが原則として必要である。また、国家戦略特区制度等を利用することも考えられるが、これまで、国家戦略特区や国際戦略総合特区において金融分野の事業が認定されたことはほとんどないことを踏まえると、実際にこれらの制度を利用できるかについては慎重な検討が必要であろう。
- ✓ また、パートナー企業との提携支援（②）、金融人材（特にコンプライアンス・オフィサー）の採用支援（③）については、そのようなパートナー企業の候補やコンプライアンス・オフィサーの候補が大阪圏にどれほど存在しているのかが問題になる。その意味では、海外金融関連企業の大阪への誘致の

ためには、東京に一極集中している国内金融関連企業を大阪にどのようにすれば誘致することができるのかを同時に検討する必要がある。

- ✓ 他方、銀行口座の開設支援（④）については、金融規制の問題ではないことに加え、国際金融都市 OSAKA 推進協議会のネットワークを活用すれば、比較的導入しやすい施策と考えられる。また、税制優遇措置（⑤）や在留資格の優遇措置（⑥）については、比較的導入しやすい施策とも考えられる。但し、アンケート結果等によれば、これらの施策の効果は、その優遇措置の程度にもよるが、上記①～③の施策に比して、海外金融関連企業の誘致への効果は限定的となる可能性があることは否めない。

### 6.3 金融特区

- ✓ 上記5のとおり、海外金融関連企業とのインタビューにおいては、インキュベーション・センターを設立するなどして英国やシンガポールのようなフィンテックのエコシステムを提供することが効果的であるとの意見があった。また、「大阪であれば、例えば「特区」のようなものを設定し、その中でフィンテック関連事業を税制面などで優遇するなどという制度整備がなされれば、多くの関連企業が集まってくるのではないかと思う。また、金融規制を緩和したオフショアセンターを大阪に作ることであれば非常に魅力的と思う。」（インタビュー5）との意見もあった。また、近時、アジア各国で金融特区を設立して、海外金融関連企業の誘致を促進し、一定の成功を収めている例が複数存在する。
- ✓ 例えば、日本総研のレポート<sup>44</sup>によれば、「中国の深圳・前海地区は2012年、UAEのドバイは2004年、マレーシアのクアラルンプールは2012年に金融特区を設置。深圳・前海地区は、香港と一体化して金融業を発展させる施策を導入。ドバイは、外資系金融機関が進出しやすいように、在留資格等の期間延長や法人税の減免などを導入しつつ、証券取引所等の金融インフラも整備。両都市ともに国際的なプレゼンスは拡大傾向。クアラルンプールは、商業地域開発の色合いが濃く、シンガポールが近隣に存在していることもあり、プレゼンスは高まらず。」「インドのグジャラート・ガンディーナガルは2015年、カザフスタンのヌルスルタンは2018年に金融特区を設置。両都市ともに将来への期待値は大。グジャラート・ガンディーナガルは、インド初のスマートシティ・プロジェクトの一環として、IT関連業と金融業の双方の集積・発展に注力。ヌルスルタンは、万博跡地に金融特区を設置し、法人税等を超長期にわたりゼロにするなど、大胆な制度を導入。」とのことである。なお、日本では、「2002年に施行された沖縄振興特別措置法に基づいて、沖縄県名護市に金融業務特別地区が設置され、2014年には、これを発展的に解消したうえで、対象産業を金融業から、多様な産業へと広げる形で、同市に経済金融活性化特別地区が設置された」ものの、金融業については、この制度は事実上機能してこなかった。これは名護市の特区制度が本格的な国際金融都市を目指すというよりも、沖縄振興の一環として行われたことによるものと考えられている。

<sup>44</sup> 野村拓也「国際金融都市の実現に向けた金融特区の設計案」日本総研 Research Focus（2021年9月22日）<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/researchfocus/pdf/12881.pdf>

- ✓ 仮に大阪に金融特区を設置するとすれば、6.2 で述べた規制緩和（許認可取得要件の緩和、規制のサンドボックス下での許認可の限定的な適用除外、英語での許認可申請の制度的な導入等）を柱とし、これに、税制優遇措置や在留資格の優遇措置を組み合わせたことが考えられる。そして、特区内にフィンテックのエコシステム創設に向けたインキュベーション・センターを設立することによって、国内外の金融関連企業の集積を図ることが考えられる。なお、上記の施策は海外金融関連企業のみならず国内金融関連企業にも開かれるべきである。さもないと、6.2 で述べたパートナー候補企業との提携支援（②）、金融人材（特にコンプライアンス・オフィサー）の採用支援（③）に不可欠な国内金融関連事業の大阪への誘致ができないからである。また、対象となる金融関連事業については、狭い意味でのそれではなく IT 企業、再生エネルギー関連企業、ゲーム関連企業、ヘルスケア関連企業なども広く含めるべきである。このような企業もこれからの金融関連事業のエコシステムの一翼を担うと考えられるからである。
- ✓ 金融規制の緩和については、地域限定とはいえ、単なる許認可取得要件の緩和は非常に難しいものと考えられる。むしろ、大阪版（又は関西版）の規制のサンドボックス制度を導入することが望ましい。これについては、第3章で詳述した英国、オーストラリア、シンガポール（シンガポールについてはインタビュー1も参照）及び韓国の各制度が参考になる。これらの国では、イノベーションの促進の観点と利用者保護の観点から、対象となる金融商品又はサービスの限定、対象利用者数及び利用金額の上限設定、事業損害保険等への加入などの条件を規制当局と事業者で合意し、その範囲で現実の市場において実際のビジネスを行い、提供しようとしている金融商品やサービスの検証を行うことができるようにしている。このような制度を金融特区において導入することができれば、特区内への国内外の金融関連企業の誘致を促進ができる可能性が高いと考える。
- ✓ 金融特区にオフショアセンターを設けて、国内では実現が難しいような大胆な規制緩和及び税制優遇を行うことも考えられる。デジタル社会の急速な進展によって、いまや、どこからでも世界に向けて革新的な金融サービスを提供することが可能となっている。仮に、国内金融規制、税制及び他産業とのイコールフットィング等との関係で、国内向けには大胆な金融緩和や税制優遇を行うことが難しい場合でも、日本居住者には直接的にサービスを提供しないことを条件として、そのような規制緩和や税制優遇を行い、世界展開を目指す国内外のフィンテック企業を誘致することは検討に値する。国際的に政治が不安定となっている状況を踏まえれば、治安が良く政治的に安定し、政府の政策や法規制の予見可能性が高い日本は、デジタル技術を用いて世界に向けて金融サービスを提供する拠点となり得る潜在力があるものと考えられる。また、このような施策を導入することによって、日本のフィンテック企業の海外流出（インタビュー5参照）を防ぐことができる可能性がある。
- ✓ 本報告では調査の対象としていないが、上記のアジア各国の金融特区については、別途、詳しく調査することも有益であろう。その際に、オフショアセンターとして大胆な規制緩和と税制優遇を行うことのメリットとデメリットについて調査・分析することが考えられる。

以上

## 海外企業アンケート結果

実施時期：2021年11月5日～11月22日

対象企業：主に海外の金融関連企業のうち既に日本に進出している企業及び日本への進出を検討している企業（一部非金融関連企業を含む）

回答社数：60

## 質問事項と回答

Q1-1 貴社の主たる事業内容を以下からお選びください

①証券業（ブローカー・ディーラー）	5
②アセットマネジメント・投資助言業（ロボアドバイザーを含む）	4
③投資ファンド（VCを含む）	1
④デリバティブ関連業	1
⑤暗号資産（仮想通貨）関連業	9
⑥送金・決済業	6
⑦貸金業（P2P レンディングを含む）	2
⑧銀行業	1
⑨保険業	2
⑩システムベンダー・レグテック	5
⑪クラウドファンディング	1
⑫その他のフィンテック企業（具体的に記載）	10
⑬金融以外の業種（具体的に記載）	13

※⑫のうち具体的記載は下記のとおり

Banking as a Service /Embedded Finance	2
Blockchain medical tech	1
financial leasing business	1
Invest-tech	1
Legal services (Fund Management)	2
Online marketplace for banking and insurance products	1
OpenLegacy enables enterprises to build, automate, and manage legacy integrations all in one place	1
Social Investing	1

Q1-2 貴社の本店所在国又は地域はどこですか

アメリカ合衆国	6
ベトナム	6
中国	5
シンガポール	5
香港	4
韓国	4



マレーシア	4
英国	3
ケイマン諸島	3
ドイツ	2
インドネシア	2
イスラエル	2
オーストラリア	1
カナダ	1
キプロス	1
日本	1
マルタ	1
オランダ	1
スイス	1
台湾	1
タイ	1
ウクライナ	1

Q1-3 貴社の主な海外進出先を3か所挙げてください

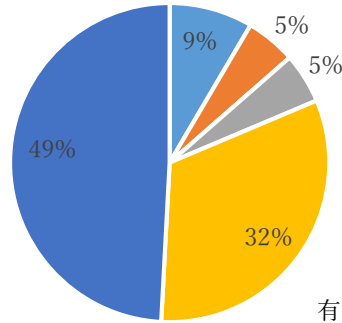
アメリカ合衆国	19
日本	17
シンガポール	15
香港	10
中国	9
英国	9
インドネシア	8
ドイツ	5
韓国	5
タイ	4
ベトナム	4
欧州連合	3
フランス	3
マレーシア	3
フィリピン	3
ドバイ	2
インド	2
アイルランド	2
イタリア	2
スイス	2
アジア太平洋	1
オーストラリア	1
オーストリア	1
ブラジル	1
英国領ヴァージン諸島	1
ケイマン諸島	1

エクアドル	1
EMEA（ヨーロッパ、中東及びアフリカ）	1
エストニア	1
イスラエル	1
マルタ	1
ミャンマー	1
オマーン	1
カタール	1
南アフリカ	1
スペイン	1
台湾	1
アラブ首長国連邦	1

Q1-4 貴社は日本に現地法人又は支店を設立する形態で進出済みですか。進出済みの場合、拠点設置場所はどこですか

YES	17
Yesのうち	
東京	11
大阪	3
東京、大阪	1
東京、大阪、沖縄	1
都市不明	1

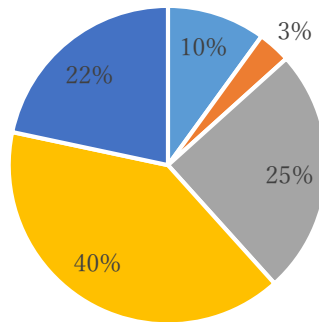
Q2-1 自社の事業に対する規制及び許認可の取得手続等に関し十分な英語の情報があり、英語での許認可取得手続きができること



有効回答数：59

■ ① 重要でない ■ ② あまり重要でない ■ ③ どちらでもない ■ ④ 重要 ■ ⑤ 極めて重要

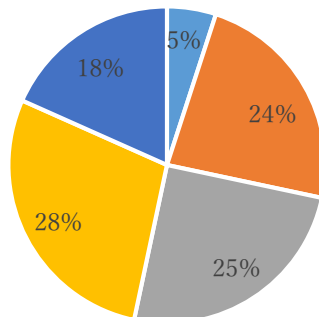
Q2-2 許認可の取得に必要な期間がどの程度であれば進出を前向きに考えますか



有効回答数：60

■ ① 期間は関係ない ■ ② 2年以内 ■ ③ 1年以内 ■ ④ 6ヶ月以内 ■ ⑤ 3か月以内

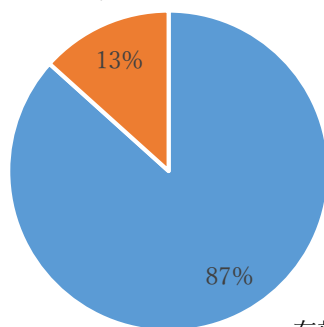
Q2-3 国内に子会社又は支店等を設置する必要があることは進出の妨げになりますか



有効回答数：60

■ ① 大いになる ■ ② ある程度なる ■ ③ どちらでもない ■ ④ あまりならない ■ ⑤ ならない

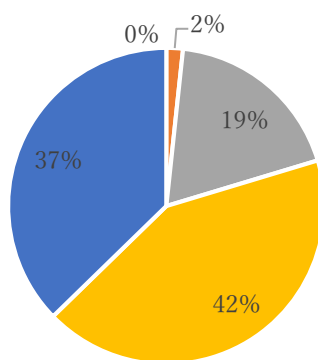
Q2-4 本国でライセンスを有する投資運用業者が海外で投資運用するファンドの勧誘を日本居住者向けに行う場合、一定の要件を満たせば、許認可の取得なく、届出で当該業務を5年間行える制度が本年から日本で導入されることを知っていますか



有効回答数：60

■ ① 知らない ■ ② 知っている

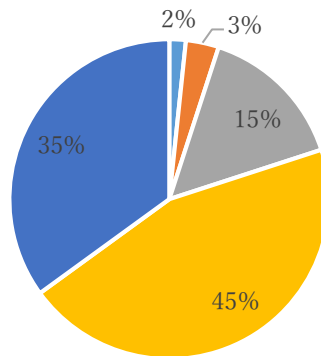
Q2-5 本国でライセンスを有する金融事業を日本で行う場合、一定の要件を満たせば、一定期間、許認可の取得なく、届出で当該業務を行える制度があるとすれば、日本に進出する大きな理由になりますか



有効回答数：59

■ ① ならない ■ ② あまりならない ■ ③ どちらでもない ■ ④ ある程度なる ■ ⑤ 大いになる

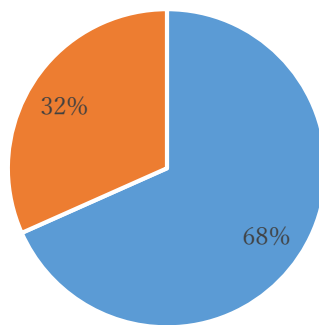
Q2-6 日本でライセンスを有する金融事業については、一定の要件を満たす場合には、日本でも同様の事業を行うことができる制度（いわゆるパスポートリング）があるとなれば、それは、日本に進出することを検討する際に重要となりますか



有効回答数：60

■ ① ならない ■ ② あまりならない ■ ③ どちらでもない ■ ④ ある程度なる ■ ⑤ 大いになる

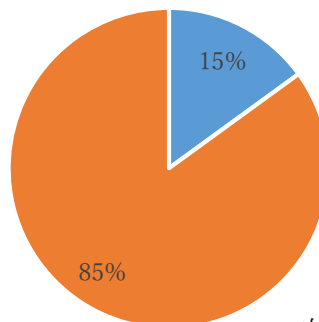
Q2-7 日本にレギュラトリー・サンドボックスの制度があることを知っていますか



有効回答数：60

■ ① 知らない ■ ② 知っている

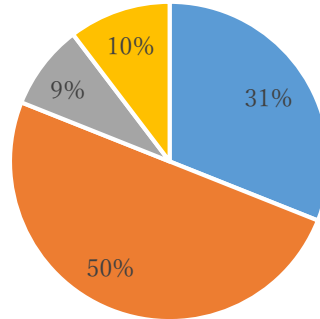
Q2-8 日本以外の国のレギュラトリー・サンドボックス制度を利用したことがありますか。



有効回答数：60

■ ① ある ■ ② ない

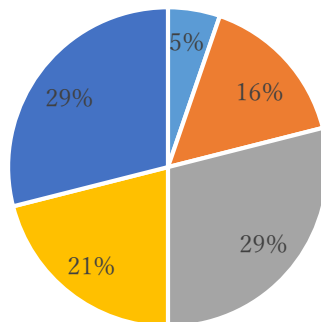
Q2-9 日本のレギュラトリー・サンドボックスの認定を受けた場合、実証実験を行うことが可能であり、実証により得られた結果に基づき規制の見直しが必要か検討されます。他方サンドボックスの認定を受けただけでは実際のビジネスをすることは許認可を取得しない限りできません。



有効回答数：58

- ① 認定を受けてもすぐに実際のビジネスを行えないのであれば利用しない
- ② 認定により規制の改正を待たずに対象者又は地域限定・期間限定した実際のビジネスが行えるようになるのであれば利用したい
- ③ 実際のビジネスができなくても数年以内の法令の改正により実際のビジネスをできる確率が高いのであれば利用したい
- ④ 実際のビジネスができなくても将来の法令改正につながるのであれば利用したい

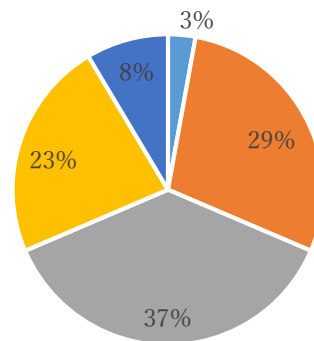
Q2-10 利用者数：(①Q2-10で②を選択した場合、どの程度の利用者数、期間の限定であれば、サンドボックスの利用を前向きに検討しますか)



有効回答数：38

- ①100,000人
- ②50,000人
- ③10,000人
- ④5,000人
- ⑤1,000人

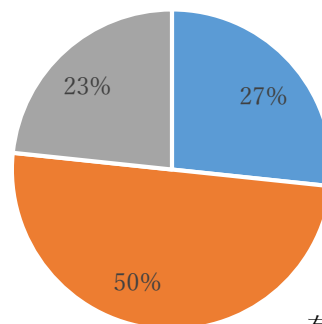
Q2-10 期間(Q2-10で②を選択した場合、どの程度の利用者数、期間の限定であれば、サンドボックスの利用を前向きに検討しますか)



有効回答数：35

■ ①5年 ■ ②3年 ■ ③1年 ■ ④6ヶ月 ■ ⑤3ヶ月

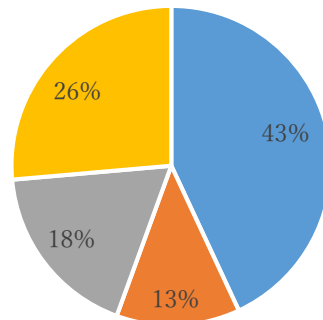
Q3-1 日本の法人実効税率は約30%ですが、この水準は進出地を選ぶ際の大きな妨げになりますか（参考：OECD平均約23%、フランス32%、米国26%、英国19%(2020年)）



有効回答数：60

- ① 当該税率は日本を進出地として選択することに大きな妨げになりうる
- ② 日本を進出地を選ぶ際のマイナス要因にはなるが決定的な要因ではない
- ③ 税率で進出地を決めるわけではないので特に問題にならない

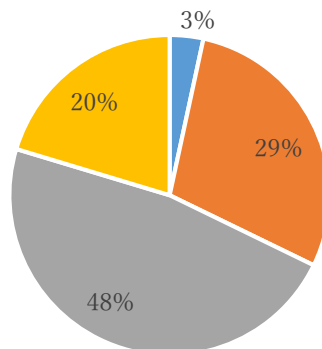
Q3-2 海外から日本に進出する金融サービス業者への税制優遇制度としてどのような制度があればよいと考えますか



有効回答数：72（複数回答あり）

- ① 日本拠点の設立費用に対する税額控除
- ② 雇用促進税制（日本での雇用者の増加に伴う税額控除）
- ③ 税制優遇措置よりも補助金が望ましい
- ④ その他（自由記載）

Q4-1 拠点設置都市を選ぶ際に、金融機関での勤務経験（特にコンプライアンス部門の経験）を有する人材の採用が容易であることはどの程度重要ですか

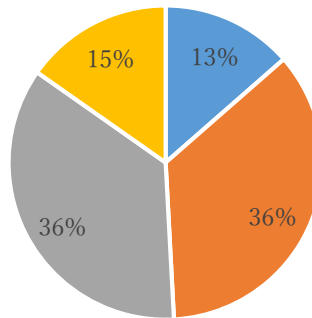


有効回答数：59

- ① あまり重要視していない
- ② オンラインで業務が可能であるのでその都市での採用の可否は関係ない
- ③ 拠点設置場所を選択する場合の重要な要素になる
- ④ 拠点設置場所を選択する場合の決定的な要素になる



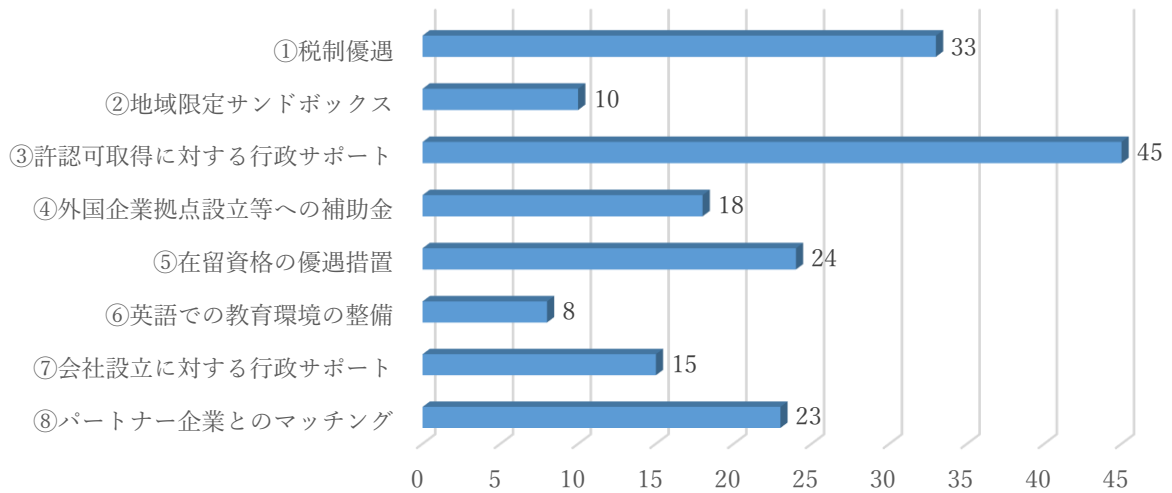
Q4-2 拠点設置都市を選ぶ際に、エンジニアの採用が容易であることはどの程度重要ですか



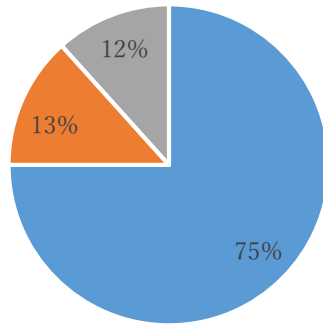
有効回答数：59

- ① あまり重要視していない
- ② オンラインで業務が可能であるのでその都市での採用の可否は関係ない
- ③ 拠点設置場所を選択する場合の重要な要素になる
- ④ 拠点設置場所を選択する場合の決定的な要素になる

Q5 以下の行政サポートのうち、拠点設置をする都市を検討するに際し特に重要と考えるものを3つ挙げてください。



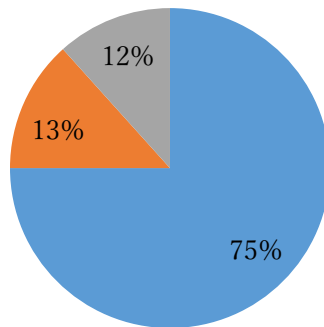
Q6-1 大阪府の大阪外国企業誘致センターによるサポート制度をご存知ですか



有効回答数：60

■ ① 知らない ■ ② 聞いたことはあるがよくわからない ■ ③ 知っている

Q6-2 2025年に大阪で万国博覧会が行われることをご存知ですか



有効回答数：60

■ ① 知らない ■ ② 聞いたことはあるがよくわからない ■ ③ 知っている

## 海外企業インタビュー結果

インタビュー 1：デジタル証券プラットフォーム運営企業 COO

日時：2021年12月21日（火） 10:00~10:40

## 1. 貴社が利用したシンガポールのサンドボックスについて

## (1) 概要

- ✓ 当社は2017年11月に設立され、2018年後半にサンドボックスへの申し込みを行い、2019年3月にシンガポール通貨庁（MAS）からサンドボックスの承認を得た。しかし、すぐにそのまま参入できたわけではなく、当社が申請した事業は、当時MASのサンドボックスにおいて許容される事業に含まれていなかったため、当社がサンドボックスを利用するためには法規則の改正をする必要があった。必要な法規制の改正がなされ、最終的に2019年5月からサンドボックスが開始された。
- ✓ その後、当社はサンドボックスの環境下で投資家を募ることが許可されたため、デジタル証券事業を行い、9か月ほどかけてオペレーション能力や商業能力をMASに証明し、2020年1月にサンドボックスを卒業し、必要なライセンスを取得した。そして、2020年2月から完全に金融規制を受けた企業としてオペレーションを行っている。
- ✓ デジタル証券は、現在上場廃止されているものを含めると30程度上場してきた。当社のプラットフォームは、プライマリーでの募集とセカンダリーの取引のいずれも扱っている。
- ✓ 当社は政府系ファンドやシンガポール取引所（SGX）から出資を得ており、これが、サポート材料になったことは確かである。SGXとしても、金融市場において国際競争力を維持したいという意向があり、それを実現する戦略の下、革新的な金融商品をテストしたいと思っていたことがSGXのサポートにつながったと理解している。

## (2) サービスを提供するために必要とされるライセンスのサンドボックス期間等の免除（適用除外）の有無

- ✓ サンドボックスの利用の魅力はライセンス取得が一定の条件の下で免除されるという点である。これにより、一定の制限はあるが、実際に投資家に対して金融商品（当社の場合はデジタル証券）を提供し、ビジネスモデルを実際に試すことができた。
- ✓ 当社が参入した当時はサンドボックス・エクスプレスがなく、通常のスサンドボックスを利用した。当社がサンドボックスでのサービス提供をしている間にエクスプレスが整備された。MASとしてはサンドボックスへのより簡単なアクセスを可能にしようとエクスプレスを考えたのだと思われる。

## (3) サンドボックス期間中に実際に投資家にサービスを提供することができるか否か

- ✓ サンドボックス期間中、当社は実際に投資家に対して、デジタル証券の募集

及び売買取引に関するサービスを提供できた。もっとも、投資家の数とデジタル証券の発行規模については MAS との協議に基づき一定の制限が設けられた。小さい規模であっても実際の市場でのサービスを提供することに意味があったが、キャピタルマーケットの商品としては相当に規模が小さく、投資家の数も十分ではなかった。これらの条件は統一的なルールが定められているのではなく、どのような条件にするかは MAS とサンドボックス利用者との間で協議され、その判断には MAS の裁量が働いていると思う。

#### (4) サンドボックス利用のメリット等

- ✓ サンドボックスが卒業後のフルライセンスの取得に役に立ったかと言えば、役に立ったが、まだ改善の余地もあると思う。現実の市場において、金融商品のテスト、オペレーションや規制遵守に関する想定実証ができた点は良かったと思っている。実際にサンドボックス期間中にはオペレーションシステムについて改善することができた。その実証なしに直接本格的に金融市場に参入していたら、法令に準拠して事業を行うことに苦労したかもしれない。ラーニングポイントを洗い出し、規制に順応するための良い期間だったと思う。サンドボックスは規模が小さいとはいえ、実際の投資家や発行体が絡むリアルな市場だったため、問題点の検証とシステムやオペレーションの改善ができたことから、本格的なサービス提供の準備やそれに適用される規制への順応のために有効な機会だった。
- ✓ 他方で、サンドボックスといえど全ての規制上の要件が緩和されるわけではなく、一定の基準は求められるところ、その基準はかなり高かったように思う。フルライセンスより規制内容は緩和されているものの、法的要請を満たすためには多くのリソースが必要であった。当社はサンドボックス期間中も有力な企業のサポートがあつたため、基準をクリアするために十分な投資をする財力はあつた。しかし、他のもっと小規模で何かを試したいと思っているような企業からすると、求められる義務の水準はとても高いと感じる。このような事情は、MAS が新たにエクスプレスを導入した一つの理由だと思う。

### 2. シンガポール政府のその他のサポート

#### (1) 税務面

- ✓ サンドボックスの利用に関連した税制面の優遇措置は受けていない。

#### (2) 助成金

- ✓ 一般的にシンガポール政府は様々な助成金を用意していて、サンドボックス企業もこれを利用できるが、これらの助成金は MAS のサンドボックス・プログラム参加企業に特有というよりも、スタートアップ企業を支援するための一般的な支援という位置づけと考えている。

### 3. 日本を含む他国への進出について

- ✓ 現在、(中国を除き) 他国市場への直接的な参入はしていない。ローカル企業とパートナーシップ関係を築くことを優先している。このように、自らが他国市場に参入するよりは、ローカル企業との協力関係の中でビジネスを展開

していくことを主に考えている。

- ✓ 中国では、2020 年後半に、地方政府との間で MOU を締結し、デジタル証券取引所の開設で合意した。
- ✓ （日本のサンドボックスで例えば発行規模が 10,000USD に制限された場合、どのように感じるか、という問いに対し、）どのような商品をテストしたいかにもよるが、1 万ドルはキャピタルマーケットに売り出す商品としては規模が小さい印象である。当社はサンドボックス下でもより大きい規模でデジタル証券を発行できたが、それでも限られた規模だと感じた。

以上

インタビュー 2：英国のクロスボーダー決済事業者 Paysend Group

インタビュー対象者：Mr. Steve Vickers, APAC Head

日時：2022年1月11日（火）16:00～16:40

## 1. 他国への進出について

### (1) 進出する国を決める際に重要視する要素

- ✓ 他国への市場参入を決める際に重視する要素は主に2点あり、1点目はマーケットとしての規模が見込めることである。2点目は、金融サービスを提供するための子会社設立及びライセンス取得や、現地法人とパートナーシップ関係を結び当該パートナーのライセンスにより事業を展開する場合のパートナー企業確保が容易であるかという点である。
- ✓ 上記観点からすると、アジアの中でも例えばオーストラリアはAPACで1番参入が容易な一方で、インドネシアは市場規模が小さく、参入も難しい。

### (2) 自前でライセンスを取得する方法と現地法人とパートナーシップを結んでライセンスは取得しないで事業を行う方法のいずれが望ましいか。

- ✓ より迅速に市場参入するという観点からは、パートナーシップを利用する形の方が望ましいと考えている。また、ライセンスの取得可否は国によって様々であり、ライセンスが比較的容易に取得できる国がある一方で、外国企業によるライセンス取得が認められていないか、認められていても時間がかかるといった事情も関係する。
- ✓ 例えば、マレーシアは十分な市場規模を有していたが、現地法人とパートナーシップを結ぶことができなかつたため、自前でライセンスを取得しようとした。そして、マレーシアで新たに法人を設立し、ライセンスを申請し、実際にライセンスを取得できるまで少なくとも12か月程度はかかることを想定していた。
- ✓ また、ライセンス取得のために現地で子会社を設立する必要があることは、多くの国で設定されている要件であり、大きな問題とは思っていない。子会社の設立は通常3、4か月程度を要するが、その期間が6～9か月だったとしても、必要なのであれば許容範囲であると考えている。
- ✓ 当社が進出した諸外国のうち、自前のライセンスを取得してオペレーションを展開しているのは、英国、EU（約30か国）、ロシア、カナダ及びUSである。他の国ではライセンスを有しておらず、規制当局から、現地法人とのパートナーシップ関係をもとに事業を展開することに関して承認を受け、当該承認に基づいて事業を行っている。

### (3) 現地のコンプライアンス・オフィサーを容易に確保できることの重要性について

- ✓ 現地のコンプライアンス・オフィサーの確保が容易なことはとても重要である。
- ✓ 他国に参入し、当該国の顧客と直接やりとりをするにあたっては、当該国の言語を喋れるコンプライアンス・オフィサーを確保するのは重要であり、また、ライセンス取得の場面においても、現地法制を理解し、規制当局と現地言語でスムーズにやり取りするためには、現地のコンプライアンス・オフィ

サーの存在はとても重要で、確保できなければライセンスの取得は困難になると思う。

- ✓ 上記のコンプライアンス・オフィサーの重要性は、現地法人とのパートナーシップにより、当該法人が有するライセンスをもとに事業を展開する場合であっても同様である。
- ✓ また、コンプライアンス・オフィサーが現地の言語を話せることの重要性は、エンジニアのそれより大きいと思う。なお、エンジニアは必ずしも当該国・地域に所在している必要性はないと考えている。
- ✓ 最近は多くのフィンテック企業が出てきており、どこでもコンプライアンス・オフィサーの確保は難しい状況にある。例えば、シンガポールでは1,000以上のフィンテック企業が市場へ参入し又は参入を試みており、それらの企業と競争しつつコンプライアンス・オフィサーを採用する必要がある、特に困難が伴う。

## 2. 政府からのサポートについて

### (1) 会社の設立や事業拡大に際し今までに各国政府から受けたサポートについて

- ✓ 当社は特に政府からのサポートを受けたことはないが、他の企業在籍時には経験がある。例えば、シンガポールで法人を設立したときに税制面の優遇措置などを受けたが、その際はシンガポール在住の個人の雇用の有無などがサポートの充実度に関係していた記憶である。
- ✓ 他に受けたサポートとしては、パートナーシップを結ぶ企業の紹介や銀行口座を開設するための銀行の紹介などがあった。
- ✓ 銀行口座の開設については、多くの国、特に発展途上国では、銀行は自行の事業への影響を懸念し、競争相手となり得るフィンテック企業をあまり受け入れない傾向にある。パートナー銀行として確保することが、ビジネス展開やライセンス取得のために不可欠な要素となっている。日本への進出においてもこの点は、大きな問題となり得ると考えている。

### (2) 日本、大阪が外国のフィンテック企業を呼び込むために必要なサポート内容について

- ✓ 他国に参入する際に評価するポイントとして、当該国が外国会社、特にフィンテック企業に対して、子会社の設立、ライセンス取得、銀行口座開設のためパートナーとなり得る銀行の紹介などの面でサポートができる環境が整っているかどうかが重要になると思う。
- ✓ 政府系組織が銀行の大株主になっている国も多い。このような場合に、中央政府や地方政府が、日本への進出を企図する外国企業に対し、パートナーとなる銀行へのアクセスを提供できればそれは積極的な評価に結び付くと思う。

### (3) 日本、大阪が外国のフィンテック企業を呼び込むために必要な環境づくりについて

- ✓ 外国企業の立場からは、まず、規制当局や銀行が求める基準を満たす限り、現地企業であっても外国企業であっても支障なく事業を展開できる、という意味でのレベルプレイングフィールドを求めたい。

- ✓ また、最低資本金（業規制上要求される資本の額を含む）を手ごろな額に設定してほしい。最低入れるべき資本金が1千万米ドル規模であれば小規模企業にとっては受け入れがたくなってしまいう一方、10万米ドル規模であれば参入がずっと容易になる。
- ✓ 例えば、ベトナムで外国企業が法人を設立するためには、資本金として最低200万米ドルが必要となる。当社の資本金は全体で約2億米ドルであるものの、ベトナムへの参入が他国に比べて重要性を欠く点を考慮すると、200万米ドルの支出を正当化するのは現実的とはいえない。
- ✓ もし、日本で資産運用会社だけでなく、フィンテック企業一般に対しても英語での書類提出が許容されるのであれば、それは外国フィンテック企業の日本への参入を容易にすることになると思う。

### 3. サンドボックス制度について

#### (1) サンドボックス制度の利用の有無とサンドボックス制度のメリットについて

- ✓ 当社では利用していないが、以前所属していた会社では、シンガポールのサンドボックス制度を利用した。
- ✓ サンドボックスの利用は、スタートアップ企業や利用する国での事業展開が初めてである企業からすると、規制当局に機能性を見てもらえたり、事業の堅実性や効果をテストできたりする点で大きなメリットになると思う。
- ✓ また、既に当該国での事業を行っていて、これから事業拡大を検討している段階にある企業にとっても、サンドボックスの利用は不可欠とまでは言えないかもしれないが、有益ではあると思う。
- ✓ シンガポールのMASのサンドボックス制度は、多くのスタートアップ企業に対するシンガポール市場への参入の動機づけに貢献しており、多くの企業がシンガポールへの参入を目指している背景には、このような環境整備も要因であると思う。

#### (2) サンドボックス期間における事業に必要なライセンス免除の有無とテストの可否について

- ✓ 当該会社の場合は、ライセンス免除はなく、フルライセンスを取得するまで事業をローンチすることはできなかった。もっとも、多くの国では英国ライセンスで事業を展開できていたため、シンガポールライセンスは一つのオプションだった。
- ✓ サンドボックスでは取引のテストができたため、その点では有益だった。もっとも、テストできる規模と金額は制限されていて、正確な記憶はないが、合計で数万USD程度だったと記憶している。

### 4. 大阪及び2025年日本国際博覧会について

#### (1) 2025年に大阪で国際博覧会が開催されることを知っていたか。

- ✓ 耳にしたことがある程度で詳細は知らない。

#### (2) 博覧会の開催が外国会社にとって日本市場への参入を促す機会になると思うか。



- ✓ 決済ソリューションの観点からすると、世界中の人に容易にデジタル決済を利用してもらうことが期待でき、決済事業者の立場として良い機会になる可能性はある。
- (3) その他、日本、大阪が外国企業を呼び込むために有益と思われる事項について。
- ✓ 大阪が、インキュベーション・オフィススペース（センター）を備え、有能なエンジニア、コンプライアンス・オフィサーと同じ場所でコンタクトをとれるようなエコシステムを提供できるのであれば、企業にとってとても魅力的な場所になると思う。
  - ✓ 他国を例に挙げると、盛り上がりは未だ一部の地域に限定されているフィンテック業界の中で、ロンドンやシンガポールといった都市は、シリコンバレーでテクノロジー企業を対象に長年行われてきたように、新規参入の新たな企業が参入しやすい環境を整備し、中心的地位を築いている。
  - ✓ 日本市場の規模の大きさを考えれば、金融事業周りの環境整備は外国企業を呼び込むための要素となり得ると思う。具体的には、①規制当局へのアクセスの容易性、②インキュベーションオフィスの整備、③参入を手助けできるパートナー銀行の確保など国内企業とのレベルプレイングフィールドの整備や、サンドボックス制度の強化、税制優遇措置の提供などがあげられる。
- 以上

インタビュー3：英国のクロスボーダーE コマース決済事業者 eMerchantPay  
インタビュー対象者：Mr. Robert Van Vuure, SVP International Business Development  
日時：2022年1月14日（金） 16:00~16:40

## 1. 他国への進出について

- (1) 他国への進出状況と進出する際に検討する要素について。
  - ✓ 英国とEU域内をメインの市場として事業を行っており、現在US、ラテンアメリカ、インドへの進出を進めているところである。
  - ✓ 進出する国を決めるにあたっては、市場規模とクロスボーダー・E コマースの規模の2点を重要視する。2点目は決済ソリューション提供会社にとっては国内取引よりクロスボーダー取引のほうが、利益率が高いことによる。
- (2) 戦略上、自前でライセンスを取得する方法と現地法人とパートナーシップ関係を結びライセンスは取得しないで事業を行う方法のいずれが望ましいか。
  - ✓ 現実的に可能であれば現地国において自前でライセンスを取得するのが望ましい。ライセンスの取得には時間も手間もかかるが、必要であればいとわれない。
  - ✓ 現在英国ではライセンスを取得して事業を行っており、EU域内では、Brexitの際にEUライセンスを所有する会社を買収することで事業を継続した。
  - ✓ 現在インドでライセンス申請を出していて、インド中央銀行からのフィードバックを待っているところである。日本でのライセンス取得も将来的に進めたいと考えている。
- (3) ライセンスの取得に1年以上かかる場合、その国への進出を考えるにあたって障害となるか。
  - ✓ ライセンス手続に関して考慮すべきなのは、むしろその国で過去に必要なライセンス取得を行った経験を持つ人物が採用できることだと思う。英国やEUではライセンス取得後、銀行への報告など求められる義務をこなしてきており、どのように対処すればいいか把握しているが、ライセンス取得の経験がない新しい国では、申請にあたって多くの問題が生じることになる。
- (4) 他国でライセンス申請をする際に、最も重要な人材は何か。
  - ✓ 現地法制に知見があり、規制当局の考え方も理解しているコンプライアンス・オフィサーが最も重要だと思う。
  - ✓ 現在インドでは、コンプライアンス・オフィサーを雇わず、コンサルティングファームや現地弁護士のサポートを得ながらフルライセンスの取得を進めている。しかし、今後インド中央銀行や規制当局がライセンスに関してリクエストしてくる内容次第では、コンプライアンス・オフィサーを採用する可能性がある。
- (5) 日本でのキャッシュレス決済の割合は30%程度と他国と比べて低くなっているが、このことは事業に影響すると思うか。
  - ✓ E コマース分野の決済事業者からすると、日本でもオンラインショッピングではオンライン決済がなされており、事業への大きな影響は与えないと思う。

## 2. 政府からのサポートについて

- (1) ライセンスの取得や事業の拡大にあたって、政府から何らかのサポートを受けたことはあるか
  - ✓ ない。
- (2) 政府による税制面での優遇措置や規制当局による要求水準の緩和措置は有益なサポートだと思うか。
  - ✓ そう思う。例えば、現在ライセンス取得の手続きを進めているインドでは政府からのサポートはなく、コンサルティングファームにサポートを依頼している状況だが、経済的に小さくない負担となるため、政府からのサポートがあれば嬉しい。
- (3) 日本が海外事業者を呼び込むために必要と考える政府のサポートとしては何があるか。
  - ✓ ライセンス取得手続に関するサポートや情報の提供があれば望ましい。
  - ✓ 外国で銀行口座を開くのは難しいため、銀行の紹介もサポートとしてとても魅力的である。
  - ✓ 登録手続に際するサポートや英語での書類提出の許容、翻訳サポートの提供などがあると有用だと思う。
- (4) 日本の現行制度では、ライセンス申請の際に英語で書類を提出することは認められていないが、これが認められれば有益か。
  - ✓ 日本では多くの人が日本語しか喋らないため、日本語での書類提出しか認められていないのは理解できるが、英語での書類提出が認められれば助けになる。
  - ✓ 他国の例では、インドはビジネス言語として英語が使用されているし、ドイツやオランダでは現地語に加えて英語での申請書類の提出も認められていた。他方で、ヨーロッパでも一部では現地言語での書類提出を求められる国もあった。

## 3. サンドボックス制度について

- (1) サンドボックス制度の利用経験はあるか。
  - ✓ 利用経験はないが、利用できればとても助けになると思う。
  - ✓ 英国でライセンスを取得した時やドイツで E コマースのライセンスを取得した時、サンドボックス制度は存在しておらず、利用できなかった。
  - ✓ もし日本でのライセンスの取得の際に役に立つサンドボックス制度があれば、利用したいと思う。
- (2) 実際の市場でのテストができるような制度の下、事業の実現性などをテストすることができるとしたら、当該制度を利用したいか。
  - ✓ そのようなテストについては、政府や政府機関のサポートがなくても、自分たちのリサーチで検討することが可能であるため、利用する必要は必ずしもない。

#### 4. 2025 年日本国際博覧会について

(1) 2025 年に日本で国際博覧会が開催されることを知っていたか。

✓ 聞いたことはなかった。ドバイで昨年から開催されている国際博覧会には訪問したし、可能であれば大阪の博覧会にも行きたいと思っている。

(2) 国際博覧会の開催により、世界から多くの人々が日本に来て日本製品を見て回り、それによってクロスボーダー決済取引もなされることが予想されるが、国際博覧会の開催は、ビジネス的視点でいい機会になると思うか。

✓ 考えていなかったが、いい機会にはなりうらと思う。

以上

インタビュー4：日本進出済みの外国系暗号資産交換業者

インタビュー対象者：代表取締役

日時：2022年1月18日（火）のメールでの回答

1. サービスに対する政府からのサポートについて（もしあれば）

- ✓ 日本での活動を開始するに際して、無料オフィススペースのサポートを申請し、JETRO から数週間にわたりそのサポートを受けた。
- ✓ また、東京都からは、オフィス賃貸、専門的サービス、家具やコンピュータ等のオフィス用品について財政支援を受けた。
- ✓ ライセンス及び税制面の措置については特段サポートを受けていない。

2. 日本子会社の設立からライセンス事業の開始までの間、直面した最も困難な問題は何か

- ✓ 数多くあるが、そのほとんどが他国と比べてかなり独特であった。そのうちのいくつかは以下のとおりである。
  - ・ スタートアップ企業であると同時に外資系企業でもあるため、オフィスを見つけるのが困難であった。
  - ・ 日本の人材紹介会社は従業員雇用の支援に前向きでなかった。
  - ・ 銀行口座の開設が困難であった。

3. 日本での会社設立に際し東京を選んだのはなぜか

- ✓ 東京は日本の金融業界の中心地であり、金融及びITの専門家が非常に集中しているため。

4. 海外の金融/フィンテック企業の日本市場への参入をどのように呼び込むか（海外企業が日本市場に参入する際に最も魅力的な政府からのサポートはどのようなものかを含む）

- ✓ 「政府」といっても、「政府」は多数の層から成る。地方自治体が財政支援を行うことはそれほど難しいことではないが、成功を収めた海外の金融企業が日本市場に参入すると決定した場合、金銭面は大きな問題とはならない。
- ✓ 海外のフィンテック企業が日本で生き延びるには、ビジネス環境及び文化環境がより重要な検討事項となる。
- ✓ 規制を受けるビジネスにとっては、柔軟な規制環境が重要となるが、これは2、3年のうちに変わるようなものではない。

以上

インタビュー5：日本からスイスに移転したブロックチェーン技術企業  
インタビュー対象者：同社 CMO  
日時：2022年1月13日（木）21:00～21:45

## 1. スイスに移転・移住した経緯

### (1) 海外移転をした理由は何か

- ✓ 日本から移転した主な理由は2つあり、1つ目は、ブロックチェーン関連企業では、エコシステムの重要な要素としてトークンを発行することが通常であるところ、ブロックチェーン上のトークンを日本で発行することは事実上、極めて困難であるという点にある。
- ✓ 2つ目は日本では暗号資産に関する法人税の課税においては、暗号資産の売却益だけでなく、保有している暗号資産に対して含み益課税がなされるという制度になっているため税務上の負担が大きいという点にある。このような税制は世界的には少数と理解している。
- ✓ 海外のブロックチェーン企業と競争していくためには、例えば、優秀なエンジニアの採用が必須である。含み益課税の負担により使える資金が大きく減少すると、そのようなエンジニアの採用等において、海外企業との競争において著しく不利である。そのような点を勘案し、より税負担の小さい地域への移転を考えた。

### (2) 移転先としてスイスを選んだのはなぜか

- ✓ スイスは歴史的な経緯もあって中立性が高い印象があり、また、"Crypto Valley"という呼称にもあるように暗号資産・ブロックチェーンでは先進的な地域である。
- ✓ スイスへの移転にあたっては、スイス大使館のスタッフのサポートが手厚かった。移転を相談すると、各州（カントン）の企業誘致課につないでくれて、様々なアレンジをしてもらえた。また、スイスへの移転が決まったタイミングで、スイス大使館が日本でスイス移転を後押しするためのイベントを開いてくれ、そのイベントに登壇したりなどもした。
- ✓ スイスでは、州の間の競争が激しく、我々のようなスタートアップに対しても、誘致合戦があった。スイスの3つの州の州都からオファーを受け検討した。最終的には、具体的な税制、誘致担当者の積極性や印象、街としての魅力なども踏まえ決定した。
- ✓ なお、トークンの発行についてはスイスでも自由にできるわけではなく、ライセンスが必要な領域もあるが、現時点で日本よりも規制は緩やかである。また、税制面では圧倒的にスイスが優位（移転先の法人税は約20%、暗号資産の保有に関する含み益課税はなし）である。
- ✓ スイス内にはブロックチェーン関係のコミュニティーがいくつも複数ある。移転したばかりで、まだ実際に会ってはいないものの、関係法人や財団は多く存在している。
- ✓ 物価などの調査もかねて、昨年1か月間試しにスイスのある州都で生活し、物件もいくつか回った。チューリッヒは別として、港区と比べた感覚では、家

賃は港区と同額程度でより広い部屋を借りられるという意味で相対的に安い印象だった。外食は想像以上に値段が高かったが、スーパーは港区と同程度の価格帯で設定されていて、家で自炊すればコストは抑えられるように感じた。

### (3) スイスの他にはどのような国を検討したか

- ✓ シンガポールはスイスと並んで検討した移転先の有力候補だった。もっとも、一党独裁であることへの懸念や、日本人コミュニティが発達していて甘えてしまうという心配もありファーストチョイスとはならなかった。物価の高さや常夏という気候面でも懸念がありスイスの方が気に入ったという事情もある。
- ✓ アメリカはニューヨーク、サンフランシスコ、ロサンゼルスを実際に訪問し検討した。もっとも、アメリカに移転すると中国系の企業と自由にビジネス上の関係を持たない可能性がある点が不都合であり、ファーストチョイスにはならなかった。
- ✓ 香港も検討したが、政治上のリスクを懸念した。

## 2. 大阪、日本に今後期待したいこと

- ✓ 現在も日本での事業を完全に検討していないわけではなく、やはり自分の祖国で事業を展開したいという思いは強い。また、日本人にとって日本が一番暮らしやすい。しかし、現行の法制度やビジネス環境を考えると、日本は事業を展開する理想的な環境とはいえなかった。
- ✓ この数年でブロックチェーン業界の経営者やエンジニアなど優秀な人材が相当数海外への移住をしているという状況である。
- ✓ 海外移転をした理由の一つである含み益課税については、日本での事業を展開するにあたって大きな懸念要素と考えており、税制度が変われば海外から日本に戻ってくる人もいるように感じる。また、上記問題がなければ自分も含めて海外移住という選択をしなかった人もいると思う。
- ✓ 海外企業を呼び込むための国際金融都市の構想は聞いてはいた。もっとも日本へ海外企業を呼び寄せることも重要だが、政府や自治体は、日本のスタートアップ企業等の海外への人材の流出を食い止める必要性が高いのではないかと感じる。日本でビジネスをすることが海外と競争するうえで不利ではない状況を作るべき。
- ✓ 大阪であれば、例えば「特区」のようなものを設定し、その中でフィンテック関連事業を税制面などで優遇するなどという制度整備がなされれば、多くの関連企業が集まってくるのではないかと思う。また、金融規制を緩和したオフショアセンターを大阪に作る事ができれば非常に魅力的と思う。

以上